

紀美野町第1回定例会会議録

平成26年3月3日（月曜日）

○議事日程（第1号）

平成26年3月3日（月）午前9時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 議案第 4号 紀美野町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 第 5 議案第10号 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第47号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 5号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第 8 議案第 6号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 7号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 8号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第49号 紀美野町水産業振興基金条例を廃止する条例について
- 第12 議案第 9号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第31号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第11号 紀美野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第38号 紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第42号 紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第44号 紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第48号 紀美野町民会館条例を廃止する条例について
- 第19 議案第12号 紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第13号 紀美野町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

- 第 2 1 議案第 1 4 号 紀美野町公民館条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 1 5 号 紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を改正する条例
について
- 第 2 3 議案第 1 6 号 紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例について
- 第 2 4 議案第 1 7 号 紀美野町文化センター条例の一部を改正する条例について
- 第 2 5 議案第 1 8 号 紀美野町真国区民センター条例の一部を改正する条例について
- 第 2 6 議案第 1 9 号 紀美野町セミナーハウス未来塾条例の一部を改正する条例につ
いて
- 第 2 7 議案第 2 0 号 紀美野町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 第 2 8 議案第 2 1 号 紀美野町武道館条例の一部を改正する条例について
- 第 2 9 議案第 2 2 号 紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について
- 第 3 0 議案第 2 3 号 紀美野町農村総合センター条例の一部を改正する条例について
- 第 3 1 議案第 2 4 号 紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 第 3 2 議案第 2 8 号 紀美野町立老人憩の家かしこ荘条例の一部を改正する条例につ
いて
- 第 3 3 議案第 2 9 号 紀美野町障害程度認定審査会の委員の定数等条例の一部を改正
する条例について
- 第 3 4 議案第 3 3 号 紀美野町長谷毛原健康センター条例の一部を改正する条例につ
いて
- 第 3 5 議案第 2 5 号 紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 第 3 6 議案第 2 6 号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例に
ついて
- 第 3 7 議案第 2 7 号 紀美野町高齢者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 3 8 議案第 3 0 号 紀美野町重度心身障害者医療費助成制度の一部を改正する条例
について
- 第 3 9 議案第 3 2 号 紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例につい
て
- 第 4 0 議案第 3 4 号 紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第 4 1 議案第 3 5 号 紀美野町放棄自動車等の防止及び処理に関する条例の一部を改

正する条例について

- 第42 議案第36号 紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 第43 議案第39号 紀美野町道路占用条例の一部を改正する条例について
- 第44 議案第40号 紀美野町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 第45 議案第41号 紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について
- 第46 議案第43号 紀美野町公園条例の一部を改正する条例について
- 第47 議案第37号 紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について
- 第48 議案第45号 紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例について
- 第49 議案第46号 紀美野町給水条例の一部を改正する条例について
- 第50 議案第50号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第51 議案第51号 辺地総合整備計画の変更について
- 第52 議案第52号 工事請負契約の締結について（平成25年度町営住宅福井第3団地新築（第2期）工事）
- 第53 議案第53号 工事請負契約の変更について（平成25年度町営住宅福井第3団地新築（第1期）工事）
- 第54 議案第54号 監査委員の選任の同意について
- 第55 議案第55号 公平委員会委員の選任の同意について
- 第56 議案第56号 教育委員会委員の任命の同意について
- 第57 議案第57号 教育委員会委員の任命の同意について
- 第58 議案第58号 平成25年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について
- 第59 議案第59号 平成25年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第60 議案第60号 平成25年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第61 議案第61号 平成25年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第62 議案第62号 平成25年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

- 第 6 3 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度紀美野町一般会計予算について
- 第 6 4 議案第 6 4 号 平成 2 6 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 6 5 議案第 6 5 号 平成 2 6 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について
- 第 6 6 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 6 7 議案第 6 7 号 平成 2 6 年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について
- 第 6 8 議案第 6 8 号 平成 2 6 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について
- 第 6 9 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 7 0 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算について
- 第 7 1 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算について
- 第 7 2 議案第 7 2 号 平成 2 6 年度紀美野町上水道事業会計予算について
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 2 まで

○議員定数 1 4 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	七良浴 光 君
2 番	町 田 富枝子 君
3 番	田 代 哲 郎 君
4 番	加 納 国 孝 君
5 番	北 道 勝 彦 君
7 番	上 北 よしえ 君
8 番	伊 都 堅 仁 君
9 番	仲 尾 元 雄 君
1 0 番	松 尾 紘 紀 君
1 1 番	上 柏 皖 亮 君
1 2 番	美 野 勝 男 君

13番 美濃良和君

14番 小椋孝一君

○欠席議員

6番 向井中洋二君

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	橋戸常年君 (10時25分～欠席)
消防長	家本宏君
総務課長	井上章君
企画管財課長	増谷守哉君
住民課長	牛居秀行君
税務課長	中谷嘉夫君
保健福祉課長	山本倉造君
産業課長	大窪茂男君
建設課長	山本広幸君
総務学事課長兼 教育次長	中尾隆司君
生涯学習課長	岩田貞二君
会計管理者	西切博充君
水道課長	温井秀行君
地籍調査課長	尾花延弥君
美里支所長	西敏明君
国体推進課長	南秀秋君
代表監査委員	向江信夫君

○欠席したもの

教 育 長 橋 戸 常 年 君 (10時25分～欠席)

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 会

○議長（小椋孝一君） 規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（小椋孝一君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小椋孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番、北道勝彦君、7番、上北よしえ君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（小椋孝一君） 日程第2、会期の決定の件について議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、美野勝男君。

（議会運営委員長 美野勝男君 登壇）

○議会運営委員長（美野勝男君） 去る2月25日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について、御報告いたします。

会期は、本日から3月25日までの23日間とし、再開日は7日、11日、14日、18日、20日及び25日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

なお、平成26年度一般会計予算の説明及び質疑を、歳入については全般、歳出については2款ずつに分割して行うことにいたします。

次に、一般質問の通告は、3月6日木曜日の午後3時までといたします。

次に、総務文教常任委員会を3月6日午前9時30分から、産業建設常任委員会を3月5日午前9時30分から開催したいと思っております。

次に、全員協議会を3月11日、本会議終了後開催したいと思っております。

次に、広報編集委員会を3月20日、本会議終了後開催したいと思っております。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合もありますので、よろしく申し上げます。以上で報告を終わります。

(議会運営委員長 美野勝男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から3月25日までの23日間にした
たいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間と決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告について

○議長 (小椋孝一君) 日程第3、諸般の報告を行います。

上柏皖亮君の議席については、紀美野町議会会議規則第4条第2項「一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。」の規定により、前任者の番号の11番に指定しました。

また、紀美野町議会委員会条例第7条第4項「常任委員は、閉会中においては、議長が指名することができる。」の規定により、総務文教常任委員会委員を、閉会中の1月27日付で指名しましたので報告します。

次に、監査委員から、例月出納検査結果に関する報告が提出されています。お手元に配付のとおりであります、御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶並びに3期目の町政をお預かりいたしました決意を申し上げます。

本日、平成26年紀美野町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆さん方には、何かと御多忙の中御出席を賜り誠にありがとうございます。

また、このたびの町議会補欠選挙で御当選されました上柏議員には、誠におめでとうございます。今後とも紀美野町政発展のため御尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

去る1月26日執行の紀美野町長選挙におきまして、無投票当選により3期目の町政

を担当させていただくことになりました。私が2期8年申し上げてまいりました「心ひとつにまちづくり」が浸透するとともに町職員一人一人の努力が実を結んだものと思います。3期目はさらに豊かな自然を生かした活気のある町、夢のある町にしてまいり所存でありますので、今後とも議員各位の御協力、御支援を切にお願い申し上げる次第であります。

さて、平成26年度は4月から消費税増税があり、景気の腰折れが懸念されているところでもあります。国におきましては、95兆円余りの予算が成立し、景気後退の対策に努められているところであり、景気の上昇とともに雇用の安定等を願うところでもあります。

また、平成27年に本町で紀の国わかやま国体ホッケー競技会が開催されますが、ことし7月にはプレイベントといたしまして全日本社会人ホッケー選手権大会が開催されます。

新年度予算には、国体推進とともに観光看板の設置やトイレの整備によりおもてなしの準備を行い、また一方では生石高原第2駐車場舗装やサイクリングツーリズム事業等により観光事業に努め、この大会を機会に紀美野町のよさを全国にアピールしてまいります。

また、町道平中通り2号線等の町道整備や維持補修等インフラ整備も着実にを行い、くすのき公園の整備も行います。

また、まちづくり支援補助金を新設します。これは町の活性化対策といたしまして地域のまちづくりを行っている団体に補助金を交付するものでございます。また、ふるさとまちづくり応援寄附者へ特産品の贈呈事業も新規事業として行ってまいります。さらには婚活事業や地域おこし協力隊や定住対策事業等により、町の活性化を目指してまいります。

次に、消防、防災対策では、高機能指令システム等共同整備事業、消防救急無線のデジタル共同整備、第7分団消防格納庫新築事業や携帯電話の不感地区解消のため携帯電話基地局整備事業、さらには地域防災計画の見直し等安心・安全なまちづくりを行ってまいります。

また、五色台広域施設組合負担金は、建設負担分により大きく増額し、一方紀の海広域施設組合負担金は、平成25年度国の補正予算により平成26年度事業の前倒しのため、平成26年度事業費は減額しています。

また、旧美里町歳計外資金に係る損害賠償請求事件裁判では、相手方が上告しなかったため判決は確定をいたしました。判決では、当町の主張が全面的に認められ、損害賠償額が1億7,356万2,000円となっております。判決で認められた債権については、弁護士と相談しながら回収に努めているところでございますが、今後詐害行為等の訴えも視野に入れながら、行ってまいります。

さて、今期定例議会に上程いたしました議案は、第4号から第72号までの69件であります。

紀美野町条例の制定に係る案件が1件、条例の一部を改正する案件が43件、条例を廃止する案件が2件、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更についての案件、辺地総合整備計画の変更についての案件、工事請負契約の締結についての案件、工事請負契約の変更についての案件、監査委員の選任の同意についての案件、公平委員会委員の選任の同意についての案件、教育委員の任命の同意についての案件が2件、平成25年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算に関する案件が5件、平成26年度紀美野町一般会計及び特別会計の当初予算に関する案件が10件であります。

後ほど担当課長より詳しく御説明申し上げますので十分御審議の上、原案どおり御可決をくださいますようお願いいたしまして、御挨拶と行政報告とさせていただきます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 本日までに受理した陳情はお手元に配付のとおりです。これについては総務文教常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、一般質問の通告は3月6日午後3時までに提出願います。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、執行部の皆様に申し上げます。これから議案説明に入りますが、議案数がかなり多いため、議案の説明は簡潔にお願いしたいと思います。

◎日程第4 議案第4号 紀美野町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

◎日程第5 議案第10号 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について

◎日程第6 議案第47号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第4、議案第4号、紀美野町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、日程第5、議案第10号、紀美野町消防手数料条例の

一部を改正する条例について及び日程第6、議案第47号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) それでは、議案第4号から順次10号、47号と御説明させていただきます。

まず最初に議案書1ページをお開きください。

議案第4号、紀美野町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について。

紀美野町消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のとおり制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

消防組織法の改正に伴い、紀美野町消防長及び消防署長の資格を定める条例を制定するものである。

議案書2ページをごらんください。

紀美野町消防長及び消防署長の資格を定める条例。

平成年月日、条例第号。

(消防長の資格)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。

(1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。

(2) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであること。

(3) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第2条 消防組織法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、次のとおりとする。

(1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年(消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間)以上あったものであること。

(2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年(消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間)以上あったもの(前号に該当する者を除く。)であること。

(3) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったものであって、消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

この条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に基づきまして消防組織法が改正され、これまでは消防長及び消防署長の資格要件については国の政令で定められておりましたが、市町村の条例で定めることとなりましたので、条例の制定をお願いするものでございます。

その内容でございますが、第1条は消防長について、第2条は消防署長についての資格要件を定めたものでありまして、いずれも政令で規定する資格を準用したものでございます。

最後に附則についてであります。この条例の施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

次に議案書17ページをお開きください。

議案第10号、紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について。

紀美野町消防手数料条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されるのに伴い、紀美野町消防手数料条例の改正を行うものである。

18ページをごらんください。

紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例。

平成年月日。条例第号。

紀美野町消防手数料条例（平成18年条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1以下、改正部分につきましては新旧対照表の30ページから39ページをごらんいただきますよう、お願いいたします。

今回の改正は、危険物の製造所等に係る手数料について、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料の額の標準について見直しが行われたため条例の一部改正を行うもので、施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

次に、議案書99ページをお開きください。

議案第47号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の施行に伴い、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の改正を行うものである。

議案書100ページをごらんください。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

平成年月日。条例第号。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第147号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されましたので条例の一部改正を行うもので、施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

なお、詳細につきましては新旧対照表96ページをごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、議案の説明とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

◎日程第 7 議案第 5号 延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
について

◎日程第 8 議案第 6号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例
について

◎日程第 9 議案第 7号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する
条例について

◎日程第10 議案第 8号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

◎日程第11 議案第49号 紀美野町水産業振興基金条例を廃止する条例について

○議長 (小椋孝一君) 日程第7、議案第5号、延滞金の利率の見直しに伴う関係
条例の整理に関する条例について、日程第8、議案第6号、紀美野町長及び副町長の給
与等条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第7号、紀美野町教育委員会
教育長の給与等条例の一部を改正する条例について、日程第10、議案第8号、紀美野
町職員給与等条例の一部を改正する条例について及び日程第11、議案第49号、紀美
野町水産業振興基金条例を廃止する条例について、一括議題とします。

説明を願います。総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長 (井上 章君) 議案書の3ページをお開きください。

議案第5号、延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について。

延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定したいの
で、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方税法の改正により延滞金の利率の改定に伴い、紀美野町税外収入金に係る督促手
数料及び延滞金徴収に関する条例等関係する条例の改正を行うものでございます。

4ページをごらんください。

延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例。

この条例改正について御説明いたします。

第1条の改正につきましては、紀美野町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、附則により延滞金の割合の特例が設けられていますが、この割合を改正するものでございます。具体的な利率を申し上げますと、納期限後1カ月以内、現行で4.3%であるものが改正後は2.9%となり、納期限後1カ月以降、現行で14.6%であるものが改正後は9.2%となります。

第2条の改正につきましては、紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。内容につきましては第1条と同じでございますので、省略をさせていただきます。

次のページ、5ページをお願いいたします。

第3条の改正につきましては、紀美野町介護保険条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては第1条と同じ内容でございます。

附則につきましては、施行期日についての定めでございます。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。

続いて、6ページをお願いします。

議案第6号、紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

町の財政状況を考慮して、町長及び副町長の給料月額を減額するため紀美野町長及び副町長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次の7ページをお願いします。

紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例。

この条例の改正につきましては、町の財政状況を考慮して、町長の給料を26年度中の間67万円から64万円に、副町長の給料月額を58万円から56万円に減額するものでございます。

附則につきましては、施行期日の規定であります。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。

続いて8ページをお願いいたします。

議案第7号、紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。
紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

町の財政状況を考慮して、教育長の給料月額を減額するため紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次の9ページをお願いします。

紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例。

この条例の改正につきましても、町の財政状況を考慮して教育長の給料を26年度中
の間54万円から53万円に減額するものでございます。

附則につきましては、施行期日の規定であります。

以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。

続いて10ページをお願いいたします。

議案第8号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1
項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

紀美野町職員の級別職務分類表の標準的な職務の見直しを図るため、紀美野町職員給
与条例の改正を行うものでございます。

11ページをお願いします。

紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例。

この条例改正について御説明いたします。

紀美野町職員給与条例、別表第4で定められている消防長の職務を現行5級から改正
後6級に改正するものでございます。

附則につきましては、施行期日の規定でございます。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。

続いて103ページをお願いします。ちょっと後ろのほうになるんですが、103ペ

ージをお願いいたします。

議案第49号、紀美野町水産業振興基金条例を廃止する条例について。

紀美野町水産業振興基金条例を次のとおり廃止したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

所期の目的の達成及び現下の情勢を踏まえ、紀美野町水産業振興基金条例を廃止するものでございます。

104ページをお願いします。

紀美野町水産業振興基金条例を廃止する条例。

この条例の廃止につきましては、平成23年度に残額がなくなりました。新たに積み立てる財源の見込みもないため、今回基金を廃止するものでございます。

以上議案第49号の説明とさせていただきます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

◎日程第12 議案第 9号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について

◎日程第13 議案第31号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第12、議案第9号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について及び日程第13、議案第31号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明をお願いします。税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷嘉夫君 登壇)

○税務課長（中谷嘉夫君） それでは、議案書12ページをお開きください。

議案第9号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町税条例を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

地方税法の改正に伴い、紀美野町税条例の改正を行うものである。

次のページをごらんください。

紀美野町税条例の一部を改正する条例。

紀美野町税条例の一部を次のように改正する。

今回、地方税法を改正する法律が平成25年3月30日に公布されました。その一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴うものでございます。

改正内容を簡単に説明いたします。

第1条第1項、紀美野町行政手続条例の適用除外につきましては、国税通則法の改正に伴い、町税に関する不利益処分等について、紀美野町行政手続条例の規定に基づき理由を示すことになりました。

第47条の2第1項、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収につきましては、公的年金からの特別徴収対象者が賦課期日後に市町村区域外に転出した場合は特別徴収を中止することとなっていました。平成28年10月1日以降は転出した場合に特別徴収を継続することになりました。

第47条の5第1項、年金所得に係る仮特別徴収税額等については、公的年金から徴収する個人住民税の税額の平準化を図るため、特別徴収額の算定方法を見直しされました。

附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例につきましては、規定の新設に合わせて引用条項が追加されました。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例につきましては、法改正に合わせて上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備です。

次の14ページをごらんください。

附則第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、法改正に合わせて、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備です。

附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、法規定の新設に合わせて、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に伴い、規定がなされました。

次の15ページをお願いします。

附則第19条の3から第20条までと附則第20条の3及び5につきましては、削除されました。

附則第20条の2、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、規定の繰り上げで附則第20条となります。

附則第20条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、法改正に合わせて、条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備と、規定を繰り上げ、附則第20条の2となりました。

附則につきましては、施行期日についての定めです。

また、新旧対照表7ページから29ページを御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の65ページをお開きください。

議案第31号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

地方税法の改正に伴い、国民健康保険税における公社債等に対する課税方式を見直すとともに、所要の規定の整備を行うため紀美野町国民健康保険税条例の改正を行うものである。

次のページをお願いします。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

このことにつきましては、地方税法の改正に伴い、国民健康保険税における公社債等に対する課税方式を見直すとともに、所要の規定の整備を行うものです。

改正内容を簡単に説明いたします。

附則第4項、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備です。

附則第7項、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例につき

ましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備です。

附則第8項、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い規定されました。

附則第9項、10項、12項につきましては削除され、第11項が第9項に、第13項が第10項に繰り上げになっています。

附則第14項、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、第11項に繰り上げと規定の整備です。

次の67ページをお願いします。

附則第15項、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、第12項に繰り上げと条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備です。

附 則

(施行期日)

1 この条例、平成29年1月1日から施行となっています。

2については適用区分となっています。

また、新旧対照表70ページから74ページを御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

(税務課長 中谷嘉夫君 降壇)

◎日程第14 議案第11号 紀美野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

◎日程第15 議案第38号 紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例について

◎日程第16 議案第42号 紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について

◎日程第17 議案第44号 紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について

◎日程第18 議案第48号 紀美野町民会館条例を廃止する条例について

○議長(小椋孝一君) 日程第14、議案第11号、紀美野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第38号、紀美野町美里の湯かじか

荘条例の一部を改正する条例について、日程第 16、議案第 42 号、紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について、日程第 17、議案第 44 号、紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について及び日程第 18、議案第 48 号、紀美野町民会館条例を廃止する条例について、一括議題とします。

説明を願います。企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長(増谷守哉君) それでは、議案書 19 ページをごらんいただきたいと思ひます。

議案第 11 号、紀美野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について。

紀美野町行政財産使用料条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。

平成 26 年 3 月 3 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町行政財産使用料条例の改正を行うものでございます。

次、議案書の 20 ページ並びに別冊新旧対照表の 40 ページをあわせてごらんいただきたいと思ひます。

紀美野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

紀美野町行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。

第 2 条のただし書中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

消費税法等の改正によりまして、平成 26 年 4 月 1 日より消費税が現行の 5% から 8% へと改正されます。当行政財産使用料条例の 2 条に行政財産の目的外使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、消費税法施行令第 8 条に該当する使用期間が 1 カ月に満たない場合並びに駐車場その他施設の利用を伴う場合及び建物が使用される場合は、当該使用料に 100 分の 105 を乗じた額を年額として徴収するとの規定があります。この 105 を消費税法の改正に伴いまして 108 に改正するものでございます。

以上、紀美野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

それでは、議案書の 80 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 38 号、紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例について。

紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 3 月 3 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町美里の湯かじか荘条例の改正を行うものでございます。

次のページ、議案書の 81 ページをごらんいただきたいと思います。

紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例。

紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、条例の中でかじか荘の入浴施設、宿泊施設を利用する際の施設の管理者が徴収できる消費税及び地方消費税を含む利用料金の上限額を別表 1 から別表 4 において定めてございます。今回の消費税率の改正に伴いまして、改正前の料金に 105 分の 108 を乗じた額から 1 円単位を切り捨てた額を利用料金として改正を行うものでございます。

別表の 1 につきましては入浴料について、別表の 2 につきましては宿泊料金について、別表の 3 につきましては休憩料金について、そして別表 4 につきましては会議・研修利用料金について表に記載している額への改正となります。

附則として、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

なお、改正内容を別冊の新旧対照表の 84 ページから 85 ページに掲載していただきますので、後ほど御確認を賜りたいと思います。

以上、紀美野町美里の湯かじか荘条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 89 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 42 号、紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について。

紀美野町営駐車場条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 3 月 3 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町営駐車場条例の改正を行うものでございます。

90ページをお願いします。

紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例。

紀美野町営駐車場条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「3,150円」を「3,240円」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

当条例の対象となる駐車場施設は、県営住宅小畑団地下に位置する駐車場で、利用者については県営住宅の駐車場でございます。今回の改正につきましては、第9条に規定されている1カ月当たりの利用料金について消費税及び地方消費税の税率が引き上げられ、その3%増額をするものでございます。

以上、紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案書93ページをごらんいただきたいと思います。

議案第44号、紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について。

紀美野町毛原水辺公園条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございます。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町毛原水辺公園条例の改正を行うものでございます。

議案書94ページをお願いします。

紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例。

紀美野町毛原水辺公園条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。この別表につきましては、オートキャンプ場のオートサイト、テントサイトの使用料金を定めてございます。改正内容につきましては、今回の消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴いまして、改正前の料金に105分の108を乗じて得た額の1円単位を切り捨てた額を利用料金として改定するものでございます。

新旧対照表93ページに改正内容を新旧比較して掲載してございますので、後ほど御

確認をいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上、紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

次、議案書の101ページをお願いいたします。

議案第48号、紀美野町民会館条例を廃止する条例について。

紀美野町民開会条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

紀美野町民会館としての本来の用途利用を廃止することに伴い、紀美野町民会館条例を廃止するものである。

次、102ページをごらんいただきたいと思います。

紀美野町民会館条例を廃止する条例。

紀美野町民会館条例は、廃止する。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

町民会館は昭和51年9月に建設され、地域産業と経済及び社会開発推進の拠点の施設として活用を図ってきました。しかし後に新しい施設が整備されるとともに平成18年の町合併もあったことから、町民会館を本来の用途として利用する必要がなくなったことから、紀美野町民会館条例を廃止するものでございます。

以上、紀美野町民会館条例を廃止する条例について、説明とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

◎日程第19 議案第12号 紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について

○議長(小椋孝一君) 日程第19、議案第12号、紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長(中尾隆司君) 議案書の21ページをお願いします。

議案第12号、紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について。

紀美野町立学校施設開放条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由です。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町立学校施設開放条例の改正を行うものである。

次のページをお願いします。

紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例。

紀美野町立学校施設開放条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。ということで、町内各学校の施設のそれぞれ使用料を明示しております。今回消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、その分使用料を上乗せした金額に改正をしております。また、一部他の施設とのバランスを考え、消費税とは別に使用料を改正している部分がございますので、新旧対照表の41ページを見ていただき、簡単な説明とさせていただきます。

この条例は平成26年4月1日から施行する。以上です。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

- ◎日程第20 議案第13号 紀美野町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第21 議案第14号 紀美野町公民館条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第22 議案第15号 紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第23 議案第16号 紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第24 議案第17号 紀美野町文化センター条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第25 議案第18号 紀美野町真国区民センター条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第26 議案第19号 紀美野町セミナーハウス未来塾条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第27 議案第20号 紀美野町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第28 議案第21号 紀美野町武道館条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第29 議案第22号 紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について

◎日程第30 議案第23号 紀美野町農村総合センター条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第20、議案第13号、紀美野町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について、日程第21、議案第14号、紀美野町公民館条例の一部を改正する条例について、日程第22、議案第15号、紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を改正する条例について、日程第23、議案第16号、紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例について、日程第24、議案第17号、紀美野町文化センター条例の一部を改正する条例について、日程第25、議案第18号、紀美野町真国区民センター条例の一部を改正する条例について、日程第26、議案第19号、紀美野町セミナーハウス未来塾条例の一部を改正する条例について、日程第27、議案第20号、紀美野町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、日程第28、議案第21号、紀美野町武道館条例の一部を改正する条例について、日程第29、議案第22号、紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について及び日程第30、議案第23号、紀美野町農村総合センター条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。生涯学習課長、岩田君。

（生涯学習課長 岩田貞二君 登壇）

○生涯学習課長（岩田貞二君） 24ページの議案第13号、紀美野町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について。

紀美野町社会教育委員設置条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由です。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく社会教育法の改正により、紀美野町社会教育委員設置条例の改正を行うものである。

次のページをお願いします。

紀美野町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例。

紀美野町社会教育委員設置条例の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の

1 条を加える。

(委嘱の基準)

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、紀美野町教育委員会が委嘱する。

附則第 2 項中「第 3 条」を「第 4 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するというので、第 3 次一括法が成立されたことに伴い社会教育法も改正され、社会教育委員の委嘱基準が設けられたことによるものでございます。

新旧対照表では 42 ページに記載しておりますので、御確認ください。

続きまして、26 ページをお願いします。

議案第 14 号、紀美野町公民館条例の一部を改正する条例について。

紀美野町公民館条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 3 月 3 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由です。

消費税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町公民館条例の改正を行うものである。

次のページをお願いします。

紀美野町公民館条例の一部を改正する条例。

紀美野町公民館条例の一部を次のとおり改正する。

別表を次のとおり改めるということで、表を除いて、附則、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するというので、新旧対照表の 43 ページ、44 ページに記載しております。今回の消費税が 8% になったことによる改正で、金額の改正のみでございます。

以上で議案第 14 号の説明とさせていただきます。

29 ページをお願いします。

議案第 15 号、紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を改正する条例について。

紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由です。

消費税等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること及び町内社会教育施設等に準ずる施設の使用料金の平準化を図ることに伴い、紀美野町自然体験世代交流センター条例の改正を行うものである。

次のページをお願いします。

紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を改正する条例。

紀美野町自然体験世代交流センター条例の一部を次のとおり改正する。

別表は内容で言いますと、新旧対照表の45ページに記載されております。別表1では施設使用料に対して利用者1人に対しての料金と、第2表では室の利用料となっております。それを今回統一した形で改正するものであります。中央公民館等と同等にと合わせた形にしております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

31ページをお願いします。

紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例について。

紀美野町星の動物園条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由です。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町星の動物園条例の改正を行うものである。

次のページをお願いします。

紀美野町星の動物園条例の一部を改正する条例。

紀美野町星の動物園条例の一部を次のように改正する。

別表第2使用料の欄中「3,000円」を「3,080円」に、「20,000円」を「20,570円」に、「5,000円」を「5,140円」に改める。

別表第3使用料の欄中「1,200円」を「1,230円」に、「500円」を「510円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「2,000円」を「2,050円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「1,000円」を「1,020円」に改め、同表備考欄中「500円」を「510円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行するというので、新旧対照表の46、47ページに記載しております。2表については施設の利用であります。3表については屈折望遠鏡、反射望遠鏡等の使用に当たります。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

33ページをお願いします。

議案第17号です。紀美野町文化センター条例の一部を改正する条例について。

紀美野町文化センター条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町文化センター条例の改正を行うものである。

次のページをお願いします。

紀美野町文化センター条例の一部を改正する条例。

紀美野町文化センター条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改めるということで、別表1では室の使用料、別表2では施設の附属備品の使用料ということになっております。消費税のみの改正でございます。

新旧対照表の48、49ページに記載しておりますので、御確認ください。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第17号の説明とさせていただきます。

次の36ページをお願いします。

議案第18号、紀美野町真国区民センター条例の一部を改正する条例について。

紀美野町真国区民センター条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること及び町内社会教育施設等に準ずる施設の使用料金の平準化を図ることに伴い、紀美野町真国区

民センター条例の改正を行うものである。

次のページをお願いします。

紀美野町真国区民センター条例の一部を改正する条例。

紀美野町真国区民センター条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改めるということで、これも自然体験世代交流センターと同等に利用者1人に対して幾ら、部屋に対して幾らという料金体制でありましたが、統一化を図っていくということで今回この内容を提案しております。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上で、簡単ですけども18号の説明とさせていただきます。

38ページです。

議案第19号、紀美野町セミナーハウス未来塾条例の一部を改正する条例について。

紀美野町セミナーハウス未来塾条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

指定管理者制度に伴い使用料金の上限を定めるため、紀美野町セミナーハウス未来塾条例の改正を行うものである。

次のページをお願いします。

紀美野町セミナーハウス未来塾条例の一部を改正する条例。

紀美野町セミナーハウス未来塾条例の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「前項の場合における第1項の使用料の額は、」を「使用料の額は、別表に定める範囲内において」に改めるということで、新旧対照表の51、52ページに記載しております。

別表では、現行の施設使用料を1,060円から1,760円にということで記載しておりました。24年度実績では利用者も2,202人とやや減少ぎみでありまして、収支もプラスマイナスゼロに近い状態にあります。それに伴って、電気料、光熱関係が高騰してきたということで、厳しい状態にあります。今回別表を上限3,000円として、また研修室の使用料を1,500円から1,700円にすることによって高騰してくる燃料、電気料、そういう周りの環境に柔軟に対応できるような形で上限を定めて改正する

ものであります。

以上、説明とさせていただきます。

40ページをお願いします。

議案第20号、紀美野町社会体育施設条例の一部を改正する条例について。

紀美野町社会体育施設条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町社会体育施設条例の改正を行うものである。

次のページをお願いします。41ページです。

紀美野町社会体育施設条例の一部を改正する条例。

紀美野町社会体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「3,150円」を「3,240円」に、「1,570円」を「1,620円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「2,620円」を「2,690円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

消費税による改正でございます。金額の料金の改正のみです。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

次の42ページをお願いします。

議案第21号、紀美野町武道館条例の一部を改正する条例について。

紀美野町武道館条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

消費税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町武道館条例の改正を行うものである。

次のページをお願いします。

紀美野町武道館条例の一部を改正する条例。

紀美野町武道館条例の一部を次のように改正する。

別表中「2,620円」を「2,690円」に、「5,250円」を「5,400円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行するということで、これも消費税に伴う料金改正でございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

次の44ページをお願いします。

議案第22号、紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例について。

紀美野町スポーツ公園条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町スポーツ公園条例の改正を行うものである。

次のページをお願いします。

紀美野町スポーツ公園条例の一部を改正する条例。

紀美野町スポーツ公園条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改めるとということで、消費税のみの改正でございます。

別表は施設の利用では照明の関係の使用料となっております。

以上で、議案第22号の説明とさせていただきます。

次の47ページをお願いします。

議案第23号、紀美野町農村総合センター条例の一部を改正する条例について。

紀美野町農村総合センター条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること及び町内体育施設等に準ずる施設の使用料金の平準化を図ることに伴い、紀美野町農村総合センター条例の改正を行うものである。

次のページをお願いします。

紀美野町農村総合センター条例の一部を改正する条例。

紀美野町農村総合センター条例の一部を次のように改正する。

第13条中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改めるということで、会議室、検査室、実習室、図書室等の部屋の料金が他の施設と異なっておりましたので、これを改めて、中央公民館等の料金に合わせていくということで時間当たりに換算したものでございます。それと体育施設の体育館、テニスコート、野球場、ゲートゴルフ場を除く体育施設については、スポーツ公園に準じた形で改正したいと考えております。ゲートゴルフについては以前は2時間を基本とした料金体制で行っていましたが、料金を1時間当たりとして改正するものでございます。非常に簡素化した形の料金体制にしておりますので、わかりやすくなっております。また、プールにつきましては、26年度から利用者も少ないことから廃止という形をとりたいと考えております。

ということで、議案第13号から議案第23号についての説明とさせていただきます。

(生涯学習課長 岩田貞二君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時25分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

◎日程第31 議案第24号 紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について

◎日程第32 議案第28号 紀美野町立老人憩の家かしこ荘条例の一部を改正する条例について

◎日程第33 議案第29号 紀美野町障害程度認定審査会の委員の定数等条例の一部を改正する条例について

◎日程第34 議案第33号 紀美野町長谷毛原健康センター条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第31、議案第24号、紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について、日程第32、議案第28号、紀美野町立老人憩の家かしこ荘条例の一部を改正する条例について、日程第33、議案第29号、紀美野町障害程度認定審査会の委員の定数等条例の一部を改正する条例について及び日程第34、議案第33号、紀美野町長谷毛原健康センター条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、山本君。

（保健福祉課長 山本倉造君 登壇）

○保健福祉課長（山本倉造君） 49ページでございます。議案第24号、紀美野町総合福祉センター条例の一部を改正する条例について。

紀美野町総合福祉センター条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町総合福祉センター条例の改正を行うものである。

消費税率の改正に伴いまして、使用料の改正と2階、3階にある会議室につきまして一般にも利用できるように使用料を定めてきました。使用料につきましては公民館と同等の額としています。

改正内容につきましては、50ページのとおりでございます。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行するということになります。

以上で、第24号につきまして説明とさせていただきます。

続きまして、58ページをごらんください。

議案第28号、紀美野町立老人憩の家かしこ荘条例の一部を改正する条例について。

紀美野町立老人憩の家かしこ荘条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、

紀美野町立老人憩の家かしこ荘条例の改正を行うものである。

紀美野町立老人憩の家かしこ荘条例の一部を改正する条例。

紀美野町立老人憩の家かしこ荘条例の一部を次のように改正する。

別表1につきまして、ごらんのとおりの改正でございまして、浴室につきましては実績等がございませんので、削除いたしました。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

続きまして、60ページ、議案第29号、紀美野町障害程度認定審査会の委員の定数等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町障害程度認定審査会の委員の定数等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、紀美野町障害程度認定審査会の委員の定数等条例の改正を行うものである。

61ページをごらんください。

紀美野町障害程度認定審査会の委員の定数等条例の一部を改正する条例。

紀美野町障害程度認定審査会の委員の定数等条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

紀美野町障害支援区分認定審査会の委員の定数等条例。

第1条中「障害程度認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

これは先ほど申しました法律によりまして認定区分の名称が障害程度区分から障害支援区分と変わったために行うものであります。

70ページです。

議案第33号、紀美野町長谷毛原健康センター条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長谷毛原健康センター条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町長谷毛原健康センター条例の改正を行うものである。

71 ページです。

紀美野町長谷毛原健康センター条例の一部を改正する条例。

紀美野町長谷毛原健康センター条例の一部を次のように改正する。

これも消費税の改定に合わせて行うものでありまして、1.05で割って1.08を掛け、10円未満を切り捨てるということで行っています。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上で、簡単ですが説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

- ◎日程第35 議案第25号 紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第36 議案第26号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第37 議案第27号 紀美野町高齢者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第38 議案第30号 紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第39 議案第32号 紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第40 議案第34号 紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第41 議案第35号 紀美野町放棄自動車等の防止及び処理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議長（小椋孝一君） 日程第35、議案第25号、紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について、日程第36、議案第26号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程第37、議案第27号、紀美野町高齢者医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程第38、議案第30号、紀

美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程第39、議案第32号、紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について、日程第40、議案第34号、紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第41、議案第35号、紀美野町放棄自動車等の防止及び処理に関する条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長(牛居秀行君) 議案書の52ページをごらんください。

議案第25号、紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について。

紀美野町子ども医療費支給条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、医療費の支給方法の変更に伴い、紀美野町子ども医療費支給条例の改正を行うものでございます。

次のページ、53ページをお開きください。

紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例でございます。

お配りしております新旧対照表では61ページをごらんください。

第7条第2項を削る。この改正につきましては、助成費の請求は、医療機関等において子ども医療費を支払った日から起算して1年以内にならなければならないという条文を削除するものでございます。これにつきましては、以前は町単独部分の助成費につきましては全て償還払いとなっておりまして、一旦医療機関で立てかえ払いをしていただき、領収書等を役場に持ってきていただきまして自己負担額を償還しておりましたので、事務の簡素化のため医療費を支払った日から起算して1年以内の申請をお願いしておったものでございますけれども、県の医師会及び海南医師会、また各関係機関の御協力のもと、現時点におきましては県外での受診した場合以外は町単独も含めまして全て現物払いとなったため、県内の医療機関での立てかえ払いがなくなりましたので、削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、議案第25号の説明といたします。

次に54ページをお願いいたします。

議案第 26 号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について。
紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 3 月 3 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、助成金支給方法の変更に伴いまして、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表では 62 ページをごらんいただきたいと思います。

本条例の改正内容につきましても、先ほど子ども医療費の支給条例の改正内容と同じでございます。助成費の申請期間を 1 年以内と定めた条文の削除でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとなっております。

以上、議案第 26 号の説明といたします。

続きまして、議案書の 56 ページをごらんください。

議案第 27 号、紀美野町高齢者医療費助成条例の一部を改正する条例について。

紀美野町高齢者医療費助成条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 3 月 3 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、医療費の支給方法の変更及び医療費助成制度の適正化を図るため、条例改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

紀美野町高齢者医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表では 63 ページでございます。

改正内容でございますが、第 4 条第 2 項中「又は高齢者の医療の確保に関する法律」を削り、同条に次の 3 項を加えるものでございます。これにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律は後期高齢者医療制度を規定した法律であり、本条例上の記載は不要となるため、条文を削除するものでございます。

また 3 項を追加いたしますのは、他法優先の原則を書き加えたものでございます。

次に第 8 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とするとあるのは、助成費の支給期間を 1 年以内と定めた条文を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとなってございます。

以上、議案第27号の説明といたします。

続きまして、議案書の62ページをお開きください。

議案第30号、紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について。

紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、医療費の支給方法の変更及び医療費の助成制度の適正化を図るための条例改正を行うものでございます。

次の、63ページをごらんください。

紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表では67ページでございます。

改正内容につきましては、重度心身障害者医療費助成制度の対象者の基準は変わっておりませんが、条文の整理をいたしましたものでございます。

第2条第1項第1号から第6号までの条文の改正を行っておりますが、これは旧条例の1号の中に2つの資格要件が記述されておりましたので、よりわかりやすくするために新条例では1号と2号に分けて記述をいたしております。また旧条例の2号を新条例の3号とし、旧条例の3号を削除しております。また旧条例の4号の和歌山県という表現を削除し、新条例の第4条としております。第5号は表記の訂正を行い、第6号では旧条例の第6号をより詳細に説明した形といたしました。また旧条例の第2条第2項第2号中の条文の削除につきましては、新条例の第2条第1項第6号に記載いたしましたので削除となったものでございます。また第4条は助成金の額についての規定でありますけれども、旧条例をよりわかりやすくするために旧条例の第1項及び第2項の表記を新条例の第1項から第3項の表記とし、より読みやすい形といたしました。また新条例の第2項では、他法優先の原則を追加表記しております。また議案書64ページの第8条の改正では、申請期間を医療費を支払った日から1年以内とする条文の削除を行っております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上、議案第30号の説明といたします。

続きまして、議案書の68ページをごらんください。

議案第32号、紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

紀美野町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表では75ページをごらんください。

改正内容につきましては、消費税の引き上げに伴う診断書及び介護保険法による主治医意見書の作成手数料の改正を行うものでございます。改正金額につきましては、新旧対照表75ページのとおりでございます。御高覧賜りたいと存じます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行することとなっております。

以上、議案第32号の説明といたします。

次に議案書72ページをごらんください。

議案第34号、紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表では78ページ、79ページをごらんください。

条例の改正内容でございますが、消費税の引き上げに伴います家庭及び事業用の一般廃棄物の自己搬入及び臨時収集の手数料の改正でございます。改正金額につきましては

新旧対照表のとおりでございますので、御高覧願います。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行することとなっております。

以上、議案第34号の説明といたします。

続きまして、議案書の74ページでございます。

議案第35号、紀美野町放棄自動車等の防止及び処理に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町放棄自動車等の防止及び処理に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町放棄自動車等の防止及び処理に関する条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表では80ページをごらんください。

改正内容は、消費税の引き上げに伴う放棄自動車及びそれ以外のものの撤去費用の徴収料の改正でございます。新旧対照表の80ページのとおりでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行することとなっております。

以上、簡単でございますが、住民課管轄の条例改正につきましての説明とさせていただきます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

◎日程第42 議案第36号 紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

◎日程第43 議案第39号 紀美野町道路占用条例の一部を改正する条例について

◎日程第44 議案第40号 紀美野町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について

◎日程第45 議案第41号 紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について

◎日程第46 議案第43号 紀美野町公園条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第４２、議案第３６号、紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、日程第４３、議案第３９号、紀美野町道路占用条例の一部を改正する条例について、日程第４４、議案第４０号、紀美野町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について、日程第４５、議案第４１号、紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について及び日程第４６、議案第４３号、紀美野町公園条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。建設課長、山本君。

（建設課長 山本広幸君 登壇）

○建設課長（山本広幸君） ７６ページをお願いします。

議案第３６号、紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について。

紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２６年３月３日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、消費税等の税率の引き上げに伴う使用料の改定並びに消費税法第６条の規定による手数料の改訂のため、紀美野町農業集落排水処理施設条例の改正を行うものでございます。

次の７７ページをお願いします。

紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例。

紀美野町農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

別表第２の使用料につきましては、消費税の改正による税率の引き上げによるものでございます。

別表３は、手数料の関係で、消費税法第６条の規定によるものの改訂でございます。詳しくは新旧対照表の８１から８２ページを参照していただきますようお願いします。

附則としましては、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

以上、議案第３６号の説明とします。

次に８２ページをお願いします。

議案第３９号、紀美野町道路占用条例の一部を改正する条例について。

紀美野町道路占用条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２６年３月３日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、地方税法の改正による延滞金の利率の改定等に伴い、紀美野町道路占用条例の改正を行うものでございます。

次の８３ページをお願いします。

紀美野町道路占用条例の一部を改正する条例。

紀美野町道路占用条例の一部を次のように改正する。

第７条を次のように改める。

第７条 占用料を納入期限までに納入しない者に対し督促状を発したときは、紀美野町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の例により督促手数料及び延滞金を徴収することができる。

これにつきましては、現行の条例では、第７条の３項で延滞金の額は日数に応じ年１４．６％の割合を乗じて得た額となっておりますが、今回１４．６％の割合を固定しないで紀美野町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の例によるものとしたものでございます。詳しくは新旧対照表の８６ページを参照していただきますようお願いいたします。

次に別表（第３条関係）につきましては、現行では表中に消費税の相当額を加算した金額を明記しておりましたが、今回その消費税の金額を削除し、備考欄の４に、この表に規定する額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額としたものでございます。

以上、議案第３９号の説明とします。

続きまして、８５ページをお願いします。

議案第４０号、紀美野町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について。

紀美野町法定外公共物管理条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２６年３月３日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町法定外公共物管理条例の改正を行うものでございます。

次の８６ページをお願いします。

紀美野町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例。

紀美野町法定外公共物管理条例の一部を次のように改正する。

別表第６条関係の法定外公共物の占用料につきましては、先ほどの道路占用条例と同

じで、表中の消費税相当額を加算した金額の表記をしていたものを削除したものでございます。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上、簡単ですが、議案第40号の説明とします。

次に87ページをお願いします。

議案第41号、紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例について。

紀美野町建設残土処理場条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、公共事業における残土の受け入れ地域の拡大及び消費税等の税率の引き上げに伴い、紀美野町建設残土処理場条例の改正を行うものでございます。

次の88ページをお願いします。

紀美野町建設残土処理場条例の一部を改正する条例。

紀美野町建設残土処理場条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「海南工事事務所管内」の次に「及び和歌山県那賀振興局管内」を加える。

これにつきましては、那賀振興局管内でも紀美野町に隣接している紀の川市、貴志川町、それから桃山町に関しましては、本町の残土処理場にも距離的にも大変近い距離にございます。このことから、那賀振興局からも搬入地域の拡大の要望もございました。それに伴い、今後の残土処理場の安定的な管理運営をしていく上でも受け入れ地域の拡大をお願いするものでございます。

次に、第11条の見出しを「(処理料等)」に改め、同条第1項中「処理料」を「搬入料」に改める。

これにつきましては、条項文の文言の統一を図ったことによるものでございます。詳しくは新旧対照表の90ページを参照していただきますようお願いします。

別表(第11条関係)の処理料につきましては、消費税の改正による税率の引き上げによるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行すると。

次に91ページをお願いします。

議案第43号、紀美野町公園条例の一部を改正する条例について。

紀美野町公園条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、紀美野町公園条例の改正を行うものでございます。

次の92ページをお願いします。

紀美野町公園条例の一部を改正する条例。

紀美野町公園条例の一部を次のように改正する。

別表（第6条関係）の公園使用料につきましては、消費税の改正による税率の引き上げによるものでございます。新旧対照表の92ページを参照していただきますようお願いいたします。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上、簡単ですが、議案第43号の説明とします。

（建設課長 山本広幸君 降壇）

◎日程第47 議案第37号 紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について

◎日程第48 議案第45号 紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正するについて

○議長（小椋孝一君） 日程第47、議案第37号、紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について及び日程第48、議案第45号、紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明をお願いします。産業課長、大窪君。

（産業課長 大窪茂男君 登壇）

○産業課長（大窪茂男君） 議案書の78ページをお願いいたします。

議案第37号、紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について。

紀美野町山の家おいし条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、消費税の税率の引き上げに伴い、条例改正を行うものでございます。

次の79ページをお願いいたします。

紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例。

紀美野町山の家おいし条例の一部を次のように改正する。

別表利用料金の欄中「2,000円」を「2,050円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「800円」を「820円」に、「500円」を「510円」に改める。

このキャンプ場の利用料金の消費税の引き上げに伴い改正するものでございます。

この条例は、平成26年4月1日から施行することになってございます。

なお、新旧対照表につきましては83ページに掲載してございます。

次に95ページをお開きください。

議案第45号、紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例について。

紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、先ほどと同じ消費税の引き上げに伴い、条例改正を行うものでございます。

96ページをお願いいたします。

紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を改正する条例。

紀美野町のかみふれあい公園条例の一部を次のように改正する。

別表キャンプの項料金の欄中「3,000円」を「3,080円」に、「600円」を「610円」に、「400円」を「410円」に改め、同表デイキャンプの項料金の欄中「2,000円」を「2,050円」に改め、同表区画料金の項料金の欄中「1,500円」を「1,540円」に改める。

のかみふれあい公園のキャンプ場の使用料及びバーベキューサイトの使用料の改正を行うものでございます。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとなっております。

なお、新旧対照表につきましては94ページに掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上説明とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

◎日程第49 議案第46号 紀美野町給水条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第49、議案第46号、紀美野町給水条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。水道課長、温井君。

（水道課長 温井秀行君 登壇）

○水道課長（温井秀行君） 議案書の97ページをお開き願います。

議案第46号、紀美野町給水条例の一部を改正する条例について。

紀美野町給水条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。消費税法等改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、紀美野町給水条例の改正を行うものでございます。

次の98ページをお願いいたします。

紀美野町給水条例の一部を改正する条例。

紀美野町給水条例の一部を次のように改正する。

第26条中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額（消費税法の規定に基づく消費税及び地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）を加算した額」に改める。

第32条第1項中「100分の105を乗じて得た金額」を「消費税等相当額を加算した金額」に改める。

26条は水道使用料金を定めてございます。32条は水道加入料金を定めております。それぞれ3%アップ分の改正でございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行し、同年4月使用分の水道料金から適用するとさせていただいております。

新旧対照表は95ページに記載をさせていただいております。

以上、簡単でございますが御説明とさせていただきます。

（水道課長 温井秀行君 降壇）

◎日程第50 議案第50号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について

◎日程第51 議案第51号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（小椋孝一君） 日程第50、議案第50号、紀美野町過疎地域自立促進計

画の変更について及び日程第51、議案第51号、辺地総合計画の変更について、一括議題とします。

説明を願います。企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長(増谷守哉君) それでは議案書の105ページをお開きください。

議案第50号、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について。

紀美野町過疎地域自立促進計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、紀美野町過疎地域自立促進計画において、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備の3つの事業の事業計画及び事業内容の変更するものでございます。

106ページをお願いします。

計画の変更についての説明資料でございます。

紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について。

2、産業の振興について。

計画書の14ページに記載されてございます(3)計画の(4)地場産業の振興の中に観光看板整備事業、事業主体が町の事業を追加し、計4件とするものでございます。

また次に(9)過疎地域自立促進特別事業の中に間伐材流通支援事業、事業主体が町の事業を追加し、計4件とするものでございます。

変更にかかる理由についてでございますが、観光看板整備事業につきましては観光振興を図るため、町外からの観光客を受け入れる基盤整備として、円滑な案内や誘導を行うための観光看板の整備を行うものでございます。

次の事業の間伐材流通支援事業につきましては、間伐材の搬出・販売を促進し、本町における健全な森林の育成、資源の有効活用を図るために、間伐材の搬出経費に対して補助を行うものでございます。

次107ページをお願いいたします。

3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進事業についての計画書においては19ページに記載されているものでございます。

(3) 計画の(1)市町村道、道路の事業の中に柴目七山バイパス線、延長が670メートル、巾員につきましては5メートル、事業主体が町の事業を追加いたしまして、道路事業を計13件とするものでございます。

変更にかかる理由でございますが、本路線は柴目地区と長谷地区を結ぶ唯一の生活路線であります。柴目地区内においては幅員が狭く車のすれ違いにも支障を来している状況であり、また高齢者の増加に伴う電動カートの通行も多いことから、改良区間の延長を行い整備をするものでございます。

続きまして、108ページをお願いいたします。

4、生活環境の整備について。

計画書においては26ページに記載してございます。

(3) 計画の(4)消防施設の事業の中に吉野地区消防格納庫整備事業、事業主体が町の事業を追加し、計34件と変更するものでございます。

続きまして、(6)の過疎地域自立促進特別事業の中に消防団防火外被購入事業、事業主体が町の事業を追加し、計3件と変更するものでございます。

変更にかかる理由でございますが、吉野地区消防格納庫整備事業につきましては、吉野地区の消防防災拠点である当該消防格納庫は防災上危険個所に位置することから、移転整備するものでございます。

また消防団防火外被購入費につきましては、災害対応力を充実させ、住民の安心、安全な環境を確保するために消防団活動に必要な備品の購入を行うものでございます。

申しわけございません、このページはミスプリントがございますので、修正をお願いしたいと思います。108ページの下から2行目の後半になりますが、安全な環境を確保するところを、すが抜けてございます。すの記入のほうよろしく願いいたします。

以上、議案第50号、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更についての説明とさせていただきます。

続きまして、109ページをお開きください。

議案第51号、辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を別案のとおり変更したいので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。辺地総合整備計画の変更を行いたいので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」の規定により提案するものでございます。

隣の110ページをごらんいただきたいと思います。

紀美野町中田辺地の総合整備計画書でございます。

このうち今回変更する箇所につきましては、ページ中段の3. 公共的施設の整備計画の中に生石高原第2駐車場整備事業として、事業主体を町、事業費は2,500万円、この財源内訳といたしましては、全額を一般財源として、またその全額を辺地対策事業債の予定額とするものでございます。実施年度につきましては26年度となります。当事業を追加するものでございます。

次111ページをごらんいただきたいと思います。

紀美野町国吉の辺地の総合整備計画書でございます。

このうち今回変更いたします箇所は、ページ中段の3. 公共的施設の整備計画の中の表中の一番下の行の国吉診療所汎用画像装置購入事業として、事業主体は町、事業費は302万4,000円、この財源内訳を特定財源151万2,000円、一般財源151万2,000円として、この一般財源のうちの150万円を辺地対策事業債の予定額とするものでございます。事業実施年度につきましては平成26年度となっております。当計画を追加するものでございます。

次112ページをごらんください。

紀美野町長谷毛原の辺地の総合整備計画書でございます。

このうち今回変更する箇所は、ページ中段の3. 公共的施設の整備計画の中に携帯電話基地局建設事業として、事業主体を町、事業費は801万4,000円、この財源内訳を特定財源712万2,000円、一般財源を89万2,000円として、この一般財源のうち80万円を辺地対策事業債の予定額とするものでございます。実施年度につきましては平成26年度となります。

また公衆便所整備事業といたしまして、事業主体は町、事業費は1,530万1,000円、この財源内訳を特定財源765万円、一般財源765万1,000円とし、このうち一般財源のうちの760万円を辺地対策事業債の予定額とするものでございます。これにつきましても実施年度は平成26年度となります。当事業を計画に追加するもの

でございます。

以上、辺地総合整備計画の変更に係る説明とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

◎日程第52 議案第52号 工事請負契約の締結について(平成25年度町営住宅福井第3団地新築(第2期)工事)

◎日程第53 議案第53号 工事請負契約の変更について(平成25年度町営住宅福井第3団地新築(第1期)工事)

○議長(小椋孝一君) 日程第52、議案第52号、工事請負契約の締結について(平成25年度町営住宅福井第3団地新築(第2期工事)及び日程第53、議案第53号、工事請負契約の変更について(平成25年度町営住宅福井第3団地新築(第1期)工事)を一括議題とします。

説明を願います。企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長(増谷守哉君) それでは、議案書の113ページをお願いします。

議案第52号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

契約の目的につきましては、平成25年度町営住宅福井第3団地新築(第2期)工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は5,804万2,845円となっております。

契約の相手方につきましては、和歌山県海草郡紀美野町小畑831番地8、墓野建築、代表者が墓野義泰でございます。

当工事請負契約は、さきの議会で契約の締結議案を可決いただきました。町営住宅福井第3団地新築(第1期)工事の引き続き実施する第2期工事で、工事内容につきましては第1期工事と同様、国の社会資本整備総合交付金の交付を受けまして、福井地区に木造2階建ての町営住宅を4戸建設するものでございます。

以上、簡単ですが、議案第52号の説明とさせていただきます。

続きまして、隣の114ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第53号、工事請負契約の変更について。

平成25年度町営住宅福井第3団地新築（第1期）工事について、次のとおり工事請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

変更内容につきましては、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額につきましては5,911万5,000円でございます。変更後につきましては6,179万9,760円となるものでございます。

この工事請負契約はさきの議会で契約の議案の可決をいただいた町営住宅福井第3団地新築（第1期）工事の変更に伴うものでございます。当工事の工期につきましては、国の交付金事業の事務手続上25年度末の3月となっておりましたが、26年度への繰り越しによる工事を進めていくこととしてございます。このため、当初契約では消費税率及び地方消費税率が5%でございましたが、消費税法の改正に伴いまして、平成26年度に繰り越しを行うことにより工事費の8%の税率となるものでございます。このほか、一部外構工事の増額ということで変更契約となるものでございます。

以上、議案第53号の説明とさせていただきます。

（企画管財課長 増谷守哉君 降壇）

◎日程第54 議案第54号 監査委員の選任の同意について

◎日程第55 議案第55号 公平委員会委員の選任の同意について

◎日程第56 議案第56号 教育委員会委員の任命の同意について

◎日程第57 議案第57号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（小椋孝一君） 日程第54、議案第54号、監査委員の選任の同意について、日程第55、議案第55号、公平委員会委員の選任の同意について、日程第56、議案第56号、教育委員会委員の任命の同意について及び日程第57、議案第57号、教育委員会委員の任命の同意について、一括議題とします。

説明を願います。町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） それでは、議案書の115ページをお願いします。

議案第54号、監査委員の選任の同意についてということで、下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定によ

り議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、向江信夫、生年月日は昭和24年10月4日生まれ、住所が紀美野町長谷1335番地でございます。

この向江さんは監査委員をしていただいておりますが、平成26年3月16日をもって任期満了になります。したがって、引き続きお願いをいたしたいということでございます。

続きまして、議案書の116ページ、議案第55号、公平委員会委員の選任の同意についてでございます。下記の者を紀美野町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は中尾公彦、生年月日は昭和8年4月14日、住所が紀美野町動木28番地でございます。

この中尾さんにつきましても、平成26年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き御承認をいただき、お願いをいたしたいと思います。

続きまして、議案第56号、117ページでございます。教育委員会委員の任命の同意について。下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は橋戸常年、生年月日は昭和22年9月1日、住所が紀美野町小畑794番地16です。

橋戸氏におかれましても、平成26年3月17日をもって任期満了になりますので、引き続き委員をお願いしたいというもので提案をさせていただきました。

また118ページ、議案第57号、教育委員会委員の任命の同意について。下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は東 文男、生年月日は昭和23年10月4日、住所が紀美野町毛原宮481番地3でございます。

東氏におきましても、平成26年の3月17日をもって任期が満了いたしますので、引き続き委員をお願いしたいということで提案をさせていただきます。以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

◎日程第58 議案第58号 平成25年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第58、議案第58号、平成25年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)について、議題とします。

説明を願います。総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 議案書の120ページをお願いいたします。

議案第58号、平成25年度紀美野町一般会計補正予算(第5号)

平成25年度紀美野町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,873万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億5,405万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

127ページをお願いします。

歳入でございます。

12款、分担金及び負担金、2項、1目の総務費負担金では174万円の増額補正でございます。地上デジタル放送の加入金でございます。

13款、使用料及び手数料、2項、4目の土木手数料では374万7,000円の減額でございます。建設残土処理手数料でございます。

14款、国庫支出金、1項、1目の民生費国庫負担金では786万円9,000円の

減額でございます。障害者自立支援給付で397万5,000円の増額、児童手当国庫負担金では1,184万9,000円の減額、保育所運営費負担金で5,000円の増額となっております。

14款、2項、2目の民生費国庫補助金では36万7,000円の増額でございます。自立支援給付のシステム改修の補助金でございます。4目の土木費国庫補助金では1,755万円の増額です。社会資本整備総合交付金でございます。

15款、県支出金、1項、1目の民生費県負担金では53万3,000円の減額です。障害者自立支援給付費負担金で198万7,000円の増額、5節の252万2,000円の減額については児童手当県負担金でございます。11節、2,000円は保育所運営費負担金でございます。

15款、2項、2目の民生費県補助金では12万5,000円の増額です。ひとり親家庭医療費補助金で8万円の増額、老人福祉費補助金で4万5,000円の増額となっております。3目の衛生費県補助金では42万6,000円の減額、がん検診推進事業の補助金で減額でございます。4目の農林水産業費県補助金では33万円の増額、経営体育成支援事業交付金でございます。

16款、財産収入、1項、2目の利子及び配当金では4,000円の増額で、基金の利子となっております。

18款、繰入金、1項、1目の財政調整基金繰入金では2億1,908万4,000円の増額です。

続いて129ページをお願いします。

20款、諸収入、4項、1目の雑入では2,530万8,000円の増額です。差押債権受入金でございます。歳計外裁判関係での差し押さえをしている預金分の入金でございます。

21款、町債、1項、3目の衛生債では2億6,030万円の増額でございます。合併特例債紀の海広域施設の負担金でございます。5目の土木債では1,160万円の減額です。合併特例債で890万円の増額、過疎対策事業債では2,050万円の減額となっております。6目の消防債では3,190万円の減額、緊急防災・減災事業債でございます。

続いて130ページをお願いします。

歳出でございます。

2款、総務費、1項、1目の一般管理費では690万円の増額でございます。電気代で60万円の増額、訴訟委託料ということで弁護士代でございますが630万円の増額でございます。4目の財産管理費で8万2,000円、樹木の伐採費でございます。

2款、2項、2目の賦課徴収費では205万3,000円の減額です。土地評価替の入札差額となっております。

続いて3款、民生費、1項、3目の老人福祉費では6万2,000円の増額でございます。社会福祉法人生活困窮利用者負担金の減免補助金でございます。4目の障害者福祉費では868万5,000円の増額です。障害者の総合支援の電算システムの改修委託73万5,000円、それから扶助費で795万円でございます。8目のひとり親家庭医療費で82万2,000円、審査の委託料で7,000円、扶助費で81万5,000円です。9目の総合福祉センター管理運営費で27万1,000円、需用費、電気、あるいは修繕料でございます。

131ページをお願いします。

12目の介護保険事業費は36万8,000円の増額で、介護保険事業への繰出金となっております。13目の後期高齢者医療費で2,349万5,000円の減額です。これも後期高齢者医療費の特別会計の繰出金の減額となっております。

3款、2項、1目児童福祉総務費では7万2,000円の増額です。広域保育委託料でございます。7目の児童手当費では1,581万円の減額でございます。扶助費のそれぞれの減額となっております。

4款、衛生費、1項、1目の保健衛生総務費では1,976万6,000円の増額でございます。野上厚生病院への交付税算定のものでございます。5目の成人保健対策費で248万5,000円の増額です。各種健診委託料でございます。

132ページをお願いします。

4款、2項、清掃費、1目の清掃総務費では2億7,441万9,000円の増額でございます。紀の海広域施設組合負担金でございます。5目の農林水産業費、1項、3目の農業振興費で77万3,000円、需用費で44万3,000円、19節経営体育成支援事業交付金で33万円でございます。

6款、商工費、1項、2目の観光費で13万円の増額です。電気代でございます。

7款、土木費、2項、2目の道路橋りょう新設改良費で714万7,000円の増額でございます。旅費で14万2,000円、委託料で224万円の減額。

133ページをお願いします。

工事請負費で1,700万5,000円の増額、公有財産購入費で756万円の減額、補償、補填及び賠償金では20万円の減額となっております。

7款、3項、1目の住宅管理費で39万5,000円の増額です。修繕料でございます。

7款、5項、1目の建設残土処理費では374万7,000円の減額でございます。それぞれ13節、委託料と18節、委託料については入札差額でございます。工事請負費では200万円の減額となっております。

8款、消防費、1項、1目の常備消防費では3,221万7,000円の減額でございます。消防の救急無線デジタルあるいは高機能指令システム等の減額となっております。

134ページをお願いします。

9款、教育費、4項、1目の社会教育総務費では10万円の増額、超勤手当でございます。9目の文化センター管理運営費では50万3,000円の減額、報酬で120万円の減額、需用費で69万7,000円の増額となっております。10目の真国区民センター管理運営費では4万円の増額、電気代でございます。

11款、公債費、1項、1目の元金では2億2,229万7,000円の増額です。繰り上げ償還を行うための費用でございます。

12款、諸支出金、1項、9目の地上デジタル放送中継施設基金費では174万円の増額でございます。地上デジタルの加入金の積み立てということで、基金への積み立てです。14目の瀬藤敏宏・千津子学校及び保育所環境整備促進基金では4万円の増額です。利息の基金への積み立てとなっております。

123ページへ戻っていただきたいと思います。

123ページでございます。

第2表、繰越明許費でございます。

4款、衛生費、1項の保健衛生費では五色台広域施設組合建設負担金事業で889万5,000円、4款、2項の清掃費で紀の海広域施設組合負担金事業で3億384万3,000円、7目、2項の道路橋りょう費で町道平中通り2号線の改良事業で2,700万5,000円、同じく3項の住宅費で町営住宅福井第3団地新築（第1期）事業で3,586万9,000円、8款、消防費、1項の和歌山県消防救急デジタル無線共同整備事業負担金事業で901万4,000円、9款、教育費、4項の社会教育費で小川地区

公民館改修事業で760万2,000円、それぞれ事業費の繰り越しの明許費となつて
ございます。

続いて第3表、債務負担行為補正でございます。

紀美野町美里の湯かじか荘の指定管理委託料のそれぞれ限度額の補正をお願いするも
のでございます。26年度については31万5,000円増の1,131万5,000円、
27年度につきましても1,131万5,000円の限度額の変更をお願いするものです。

続いて農業振興地域整備計画書の作成業務委託につきましては5万8,000円増の
236万8,000円、紀美野町山の家おいしいの指定管理委託料につきましては6万9,
000円増の246万9,000円、紀美野町セミナーハウス未来塾の指定管理委託料
につきましては8万6,000円増の308万6,000円、高機能指令システム共同整
備事業の負担金については1,969万4,000円減の1億589万5,000円、和
歌山県消防救急デジタル無線共同整備事業の負担金につきましては1,328万5,00
0円減の2,529万4,000円、それぞれ限度額の補正をお願いするものでございま
す。

124ページ、4表、地方債補正でございます。

これも限度額の補正をお願いするものです。一般単独事業債につきましては2億3,
730万円増額の7億5,700万円の限度額のお願ひ、それから過疎対策事業債につ
きましては2,050万円減の1億3,170万円、限度額の補正をお願いするものです。
起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じとなっております。

以上、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 0時00分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◎日程第59 議案第59号 平成25年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号) について

◎日程第60 議案第60号 平成25年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) について

○議長 (小椋孝一君) 日程第59、議案第59号、平成25年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) について及び日程第60、議案第60号、平成25年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について、一括議題とします。

説明を願います。住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長 (牛居秀行君) 議案書の136ページをごらんください。

議案第59号、平成25年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) 平成25年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ296万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,347万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

141ページをごらんください。

歳入でございます。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目療養給付負担金で2,000万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、国の財産負担額の決定による増額補正でございます。2目、高額療養費共同事業負担金で195万円4,000円の減額補正でございます。これにつきましては高額医療費共同事業負担金の額の確定による減額補正でございます。3目、特定健診等負担金で8万8,000円の減額補正でございます。これにつきましても国の負担額の確定による補正でございます。

次に4款、療養給付費等交付金、1項、1目、療養給付費等交付金で1,074万1,000円の減額補正でございます。これにつきましては交付金の額の確定によるものでございます。

5款、前期高齢者交付金、1項、1目、前期高齢者交付金で36万5,000円の減

額補正でございます。これにつきましても国の前期高齢者交付金の額の確定によるものでございます。

続きまして6款、県支出金、1項、県負担金、1目、高額医療費共同事業負担金で195万4,000円の減額補正でございます。これは高額医療費共同事業負担金の額の確定による減額補正でございます。次に2目、特定健康診査等負担金で8万9,000円の増額補正でございます。

次に142ページをお願いいたします。

7款、共同事業交付金、1項、1目、共同事業交付金で1,899万9,000円の減額補正でございます。これは共同事業交付金の額の確定によります補正でございます。

9款、諸収入、2項、雑入、1目第三者納付金で62万5,000円の減額補正でございます。これにつきましても額の確定による補正でございます。

次に10款、繰入金、1項、2目、財政調整基金繰入金で1,167万円の増額補正でございます。

143ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費で129万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては国保のデータベースシステムの改修委託料でございます。

2款、保険給付費、1項、一般被保険者療養諸費、1目、療養給付費で1,750万円の増額補正でございます。2目の療養費につきましては額の増減はございませんが、財源内訳の補正でございます。

2款、保険給付費、2項、退職被保険者療養諸費、1目、療養給付費及び2目療養費につきましては額の増減はございませんが、財源内訳の補正でございます。

次に、同じく2款、保険給付費、4項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費で256万6,000円の増額補正でございます。2目、退職被保険者高額療養費、3目、一般被保険者高額介護合算療養費、4目、退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては額の増減はございませんが、財源内訳の補正でございます。

次に3款、後期高齢者支援金等、1項、1目、後期高齢者支援金で66万1,000円の減額補正でございます。これは後期高齢者支援金の額の確定による補正でございます。

次に6款、介護納付金、1項、1目、介護納付金につきましては額の増減はございませんが、財源内訳の補正となっております。

7款、共同事業拠出金、1項、1目、高額医療費拠出金で781万5,000円の減額補正でございます。これにつきましては高額医療費拠出金の額の確定による補正でございます。3目、保険財政共同安定化事業拠出金で1,509万円の減額補正でございます。これにつきましても額の確定による補正でございます。

次のページをお願いいたします。

8款、保健事業費、1項、1目、特定健康診査等事業費で79万5,000円の増額補正でございます。次に2項、保健事業費、1目、疾病予防費で155万円の減額補正でございます。

以上、簡単でございますけれども、平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の146ページをごらんください。

議案第60号、平成25年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

平成25年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,999万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

151ページをごらんください。

歳入でございます。

3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金で2,349万5,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、2節の保険基盤安定繰入金で208万5,000円の減額、これは保険基盤安定繰入金の額の確定による補正でございます。そして3節、療養給付費繰入金で2,141万円の減額でございます。

次に5款、諸収入、2項、1目、雑入で2,141万円の増額補正でございます。これにつきましては前年度の療養給付費負担金の清算金の入金によるものでございます。

152ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金で208万5,000円の減額補正でございます。これは後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の額の確定による補正でございます。

以上、簡単でございますが、平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

（住民課長 牛居秀行君 降壇）

◎日程第61 議案第61号 平成25年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第61、議案第61号、平成25年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、山本君。

（保健福祉課長 山本倉造君 登壇）

○保健福祉課長（山本倉造君） 154ページをお願いします。

議案第61号、平成25年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,717万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

160ページをお願いします。

歳入でございます。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、調整交付金につきまして281万8,000円の減額補正でございます。これは調整交付金の額が確定したための補正ござ

います。5目、介護保険事業費補助金、36万7,000円でございます。これは電算システム改修のための委託料につきまして2分の1の国の補助でございます。

6款、繰入金、1項、一般会計繰入金、4目、事務費繰入金、36万8,000円、これは今申し上げました電算システム改修に係る町の負担分の繰り入れでございます。

9款、町債、1項、財政安定化基金貸付金、1目、財政安定化基金貸付金、281万8,000円の補正でございます。国庫補助金の減額によるため、町債の増額となりました。

161ページをお願いします。

歳出です。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、73万5,000円の補正でございます。電算システム改修委託料の補正でございます。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費、これから最後まで保険給付費に関しましては、調整交付金の確定による補正額の財源内訳の変更でございます。補正額は増減ございません。

続きまして、157ページをお願いします。

第2表 地方債補正。

財政安定化基金貸付金の補正でございます。281万8,000円増額いたしまして、限度額が1,875万9,000円、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

以上でございます。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

◎日程第62 議案第62号 平成25年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第62、議案第62号、平成25年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、議題とします。

説明をお願いします。水道課長、温井君。

(水道課長 温井秀行君 登壇)

○水道課長(温井秀行君) 議案書の164ページをお願いいたします。

議案第62号、平成25年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)平成25年度紀美野町の野上簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定め

るところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ958万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,815万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

169ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款、1項、1目、繰越金です。24年度決算に伴う繰越金958万4,000円を増額補正計上をさせていただきました。繰越金の計が1,938万2,000円でございます。ちなみに24年度の決算実質収支額が1,938万2,816円ございました。

続きまして歳出です。

170ページをお願いいたします。

1款、衛生費、1項、簡易水道費、1目、一般管理費、1節、需用費、電気料が料金アップによる90万円の増額補正をお願いしてございます。電気料計が1,290万円でございます。一般管理費計が3,098万4,000円でございます。衛生費計が4,426万3,000円でございます。

続きまして、下段の3款、1項、1目、予備費、868万4,000円を増額補正計上させていただきました。予備費計が918万4,000円でございます。

以上、簡単でございますが、平成25年度野上簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。

(水道課長 温井秀行君 降壇)

◎日程第63 議案第63号 平成26年度紀美野町一般会計予算について

○議長(小椋孝一君) 日程第63、議案第63号、平成26年度紀美野町一般会計予算について、議題とします。

説明の際にはページ数を言ってから説明を願いたいと思います。それでは、歳入全般及び歳出第1款から第2款について説明を願います。

総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長（井上 章君） それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

議案第63号、平成26年度紀美野町一般会計予算

平成26年度紀美野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億6,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

10ページをお願いいたします。

まず歳入でございますけれども、目を中心に説明を申し上げます。昨年度との比較から申し上げます。

なお、説明資料を添付させていただいておりますので、参照の上、ごらんいただきたいと存じます。

2、歳入、1款、町税、1項、1目の個人では951万7,000円減の3億614万7,000円の計上でございます。2目の法人では258万9,000円増の2,158万円です。

1款、2項、1目の固定資産税では870万3,000円減額の4億1,107万円でございます。2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金では4万5,000円減の271万1,000円です。

1 款、3 項、1 目の軽自動車税では9,000円減の2,981万9,000円でございます。

1 1 ページをお願いします。

1 款、4 項、1 目の市町村たばこ税では、昨年と変わらず2,600万円です。

1 款、5 項、1 目の入湯税では、これも同じく昨年と変わりません。35万円でございます。

2 款、地方譲与税、1 項、1 目の地方揮発油譲与税では、昨年と変わらず2,100万円でございます。

2 款、2 項、1 目の自動車重量譲与税では、400万円減の5,000万円の計上です。

3 款、1 項、1 目の利子割交付金では、昨年と変わらず400万円です。

4 款、1 項、1 目の配当割交付金では、昨年と同じ200万円でございます。

1 2 ページをお願いします。

5 款、株式等譲渡所得割交付金、1 項、1 目の株式等譲渡所得割交付金では、昨年と変わらず10万円です。

6 款、1 項、1 目の地方消費税交付金では945万円増額の9,045万円の計上です。消費税増税によるものでございます。

7 款、1 項、1 目のゴルフ場利用税交付金では、昨年と変わらず3,500万円です。

8 款、自動車取得税交付金、1 項、1 目の自動車取得税交付金では540万円減の960万円でございます。

9 款、1 項、1 目の地方特例交付金では40万円減の190万円です。

1 0 款、1 項、1 目の地方交付税では、昨年と変わらず35億5,000万円でございます。

1 3 ページをお願いします。

1 1 款、交通安全対策特別交付金、1 項、1 目の交通安全対策特別交付金では、昨年と変わらず120万円です。

1 2 款、分担金及び負担金、1 項、1 目の農林水産業費分担金では68万4,000円増の134万4,000円。

1 2 款、2 項、1 目の総務費負担金では24万円増額の39万円です。2 目の民生費負担金では299万8,000円増の2,996万7,000円となっております。

15款、使用料及び手数料、1項、1目の総務使用料では36万円減の126万6,000円です。2目の民生使用料では13万4,000円減の313万3,000円となっております。

14ページをお願いします。

3目の農林水産業使用料では24万円増の114万円です。4目の土木使用料では103万8,000円増の3,317万4,000円です。5目の教育使用料では19万8,000円増の326万9,000円です。

13款、2項、1目の総務手数料では13万1,000円減の541万4,000円です。

15ページをお願いします。

2目の衛生手数料、18万2,000円減の1,399万4,000円。3目の土木手数料では137万8,000円減の2,616万5,000円です。4目の消防手数料では昨年と同じ1万円です。農林水産業手数料については廃目の整理となっております。

14款、国庫支出金、1項、1目の民生費国庫負担金では700万8,000円減の1億6,800万6,000円です。児童手当国庫負担金の減が主なものでございます。2目の衛生費国庫負担金では、昨年と変わらず24万1,000円です。

16ページをお願いします。

14款、2項、1目の総務費国庫補助金では944万1,000円増の1,415万9,000円です。社会保障・税番号制度システム整備費補助金が増額の主なものでございます。2目の民生費国庫補助金では5,159万8,000円増の6,381万9,000円、臨時福祉給付金に係る増ということでございます。3目の衛生費国庫補助金では35万円減の644万円です。4目農林水産業費国庫補助金では全てふえております。752万7,000円です。5目の土木費国庫補助金では5,096万8,000円増の2億3,031万5,000円です。6目の教育費国庫補助金では3万1,000円減の12万6,000円となっております。

14款、3項、1目の総務費国庫委託金では1,150万5,000円減の17万2,000円です。前年度参議院選挙委託金があったため大きく減となっております。2目の民生費国庫委託金では63万6,000円増の2,763万円でございます。

17ページをお願いします。

15款、県支出金、1項、1目の民生費県負担金では453万4,000円増の1億

3,954万1,000円となります。2目の衛生費県負担金では、昨年と変わらず12万円です。3目の農林水産業費県負担金では1,063万5,000円減の3,859万5,000円となっております。

15款、2項、1目の総務費県補助金では4,754万2,000円減の776万6,000円となっております。前年度太陽光発電の補助金があったための減となっております。

18ページをお願いします。

2目の民生費県補助金では4万5,000円減の3,221万円です。3目の衛生費県補助金では106万7,000円増の828万5,000円です。4目農林水産業費県補助金では1,496万7,000円減の6,931万8,000円となっております。

19ページをお願いします。

5目の商工費県補助金では皆増、全て増ですが、1,814万9,000円。6目の土木費県補助金も同じく皆増で207万2,000円、7目の教育費県補助金で299万5,000円増の503万円です。災害復旧補助金については廃目整理となっております。

15款、3項、1目の総務費県委託金では1,600万円増の2,950万3,000円、県知事選挙あるいは県議選による増ということでございます。2目の農林水産業費県委託金では18万2,000円増の33万円、3目の教育費県委託金では20万7,000円減の28万円です。

20ページをお願いします。

16款、財産収入、1項、1目の財産貸付収入では、昨年と同じ1,141万4,000円です。2目の利子及び配当金では12万8,000円減の377万8,000円です。

16款、2項、1目の物品売払収入で昨年と変わらず1,000円、2目の不動産収入も同じく1,000円でございます。

17款、寄附金、1項、1目の一般寄附金では昨年と変わらず1,000円、2目ふるさとまちづくり応援寄附金では、これも同じく昨年と同じ10万円です。

18款、繰入金、1項、1目の財政調整基金繰入金、7,553万5,000円減額の3億6,612万3,000円、2目の地上デジタル放送中継施設基金繰入金では70万8,000円減の406万円、3目の地域振興基金繰入金は9,943万5,000円増の皆増です。994万3,500円となっております。4目の河川浄化推進事業基金繰

入金では、昨年と同じ867万円です。5目のふるさとまちづくり応援基金繰入金では、これも皆増で258万5,000円です。

19款、1項、1目の繰越金では、昨年と同じ500万円です。

20款、諸収入、1項、1目の延滞金は30万円増の70万円となっております。

22ページをお願いします。

20款、2項、1目の町預金利子では、昨年と同じ20万円。

20款、3項、1目の貸付金元利収入では2,005万1,000円減の1万3,000円でございます。

20款、4項、1目の雑入では984万8,000円減の5,615万9,000円でございます。

23ページをお願いします。

21款、町債、1項、1目の総務債で4,920万円減の1億5,550万円でございます。2目の民生債では60万円減の1,740万円、3目の衛生債では2億1,790万円減の3,400万円。

24ページをお願いします。

4目の農林水産業費では160万円減の3,420万円、5目の商工費では皆増で4,260万円、6目の土木債では6,880万円減の2億700万円、7目の消防債では1億2,840万円減の1億4,310万円です。8目の教育債では10万円減の100万円です。9目の臨時財政対策債では3,000万円減の2億4,000円となっております。災害復旧債は廃目整理となっております。

以上、非常に簡単ではございますが、歳入の説明とさせていただきます。

続いて歳出のほうの説明に移らせていただきます。

25ページをお願いいたします。

1款、議会費、1項、1目の議会費では434万1,000円増額の9,748万9,000円となっております。

26ページをお願いします。

2款、1項、1目の一般管理費でございます。78万2,000円減の3億2,200万5,000円の計上でございます。これにつきましては人件費と庁舎の維持管理費用が主なものでございます。

ちょっと飛びまして29ページをお願いします。

下段の2目の文書広報費でございます。6万8,000円増の25万1,700円でございます。広報発行に要する経費が主なものでございます。下段の3目、会計管理費では6,000円減の25万8,000円となっております。

30ページをお願いします。

5目の企画費では1億1,128万1,000円減の9,046万9,000円の計上でございます。総務課管轄では地上デジタル、地デジ対策費として1,182万8,000円と、携帯電話基地局建設事業として801万4,000円をこの企画費で計上をさせていただきます。

次の32ページをお願いします。

6目の電子計算費でございます。965万3,000円増額の4,041万2,000円でございます。主な増減といたしましては、先ほども申し上げましたけども、社会保障・税番号制度の施行に伴うシステム改修委託金の増が主なものでございます。

次の33ページをお願いします。

7目の支所及び出張所費で749万5,000円減の2,100万3,800円の計上でございます。

次の34ページをお願いします。

8目の公平委員会費では1万4,000円減の17万7,000円の計上です。

35ページでございます。9目の自治振興費で172万7,000円増の5,559万9,000円の計上です。10目の交通安全対策費では235万9,000円減の486万8,000円となっております。

36ページをお願いします。

11目の諸費では2万2,000円減の105万7,000円でございます。12目の防災諸費では4,109万8,000円減の4,619万3,000円でございます。前年度太陽光発電システム設置事業があったことによる減でございます。

ずっと飛びまして41ページをお願いします。

41ページでございます。下段のほう、2款、4項、1目の選挙管理委員会費でございます。3万8,000円増の32万5,000円です。2目の和歌山県議会議員選挙費では400万円皆増でございます。

42ページをお願いします。

3目の和歌山県知事選挙費では、これも皆増で1,000万円の計上でございます。

43ページをお願いします。

参議院選挙あるいは町長選挙、土地改良区総代選挙につきましては廃目整理となっております。

次の44ページをお願いします。

2款、6項、1目の監査委員費では2,000円減の29万1,000円の計上となっております。

以上、1、2款の総務管轄の説明とさせていただきます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長 (増谷守哉君) それでは、企画管財課から2款、総務費、1項、総務管理費のうち4目の財産管理費、5目の企画費、11目の諸費、それから2款、総務費の5項、統計調査費の1目、指定統計費の説明をさせていただきます。

なお、この費目の中には、先ほど総務課長も説明させていただきましたとおり企画課と重複した予算になってございます。企画管財課の関連する主な予算について説明をさせていただきますと思います。

それでは、予算書の27ページを開けていただきたいと思います。

第2款、第1項、第1目、一般管理費でございます。ここでは企画管財課の庶務に係る経費と役場本庁舎の施設維持管理に必要な経費を計上してございます。まず1ページ一番下の11節需用費に消耗品費351万6,000円の中には企画管財課が購入するコピー用紙の紙代、それから一般事務用品費として224万4,000円が含まれてございます。その下、燃料費185万6,000円の中には本庁舎の暖房用のA重油122万3,000円が含まれてございます。その下、印刷製本費334万円の中には業務用を使用する封筒等の印刷費、またコピー料金としての296万7,000円が含まれてございます。

次28ページをお願いします。

一番上の1行目、電気料600万円につきましては、役場本庁舎で使用するものでございます。電気料の値上げ等により前年度比13%の増額となっております。12節、役務費、電話料金138万円につきましては本庁舎で使用する電話料金でございます。次13節、委託料、ここには役場本庁舎の設備機器等の維持管理等に関する各種委託料

を計上してございます。このほか一番下の本庁舎配水管改修工事設計委託料300万円につきましては、本庁舎が築32年が経過し、配水管の腐食等が非常に進んでいるということで改修工事を予定してございます。このための設計をする委託料となっております。

次29ページをごらんいただきたいと思います。

14節の使用料及び賃借料のうち借地料432万1,000円につきましては、ここ役場本庁舎と隣の中央公民館の敷地と駐車場の借地料でございます。

次めくっていただいて30ページをお願いしたいと思います。

4目、財産管理費でございます。ここでは町が所有する建物財産の維持運営管理に伴う経費でございます。本年度1,174万2,000円、前年度比70万2,000円の増額となっております。これにつきましては、本年度美里支所に保管されていたPCBが使用されたコンデンサの廃棄処理に伴う手数料が計上されているためでございます。

次12節、役務費のうち自動車損害保険料323万4,000円、これにつきましては町が所有する公用車135台にかかる損害保険料でございます。その下、火災保険料541万8,000円につきましては、役場、庁舎、集会場、学校、消防署など町が所有する201施設、それから299の物件の保険が対象となっているものでございます。

次14節、使用料及び賃借料の借地料132万4,000円につきましては、旧国吉小学校運動場及び農耕センター等ほか12施設の借地料でございます。

次5目、企画費でございます。本年度9,046万9,000円、前年度比1億1,128万1,000円の減額となっております。この内訳で企画費の関係するものにつきましては、前年度においては紀美野町ふるさと公社及び紀美野町土地開発公社への貸付金9,200万円が計上されていましたが、紀美野町ふるさと公社につきましては解散となり、また紀美野町土地開発公社の貸付金につきましては、昨年度より長期貸し付けとなっているため貸付金額については計上されていないためでございます。またかじか荘の施設管理費の減額が大きなマイナスの原因となっているものでございます。

次31ページをごらんいただきたいと思います。

13節の委託料の施設管理委託料1,131万5,000円、これはかじか荘の指定管理者委託料でございます。前年よりも約200万円減額となっております。次19節、負担金、補助金及び交付金のうち若もの定住補助金650万円につきましては、昨年度と同じ予算枠となっております。その下、まちづくり支援補助金250万円、これに

つきましては本年度より始まる新規事業で、地域のまちづくりを目的として自主的かつ意欲的に特色のある活動等に取り組む町内の団体を支援するために、団体が行う事業のうち町が認める事業に対して補助率3分の2、補助上限額50万円を補助するという町単独事業となつてございます。初年度には5団体ということで事業を進めて、予定をしてございます。次22節の補償、補填及び賠償金の1,000万円、これにつきましては、福井にございます紀美野町土地開発公社の土地売買に伴う損失補填金でございます。新年度では3区画の売却を予定してございます。

次36ページをお願いいたします。

11目の諸費でございます。12節、役務費で賠償保険料87万8,000円、この保険料は、町の所有、使用、管理する施設の瑕疵または業務遂行上損害賠償責任を負う場合、保険で負う場合の保険で、市町村会の総合賠償保険7型で、内容的には身体、財物、賠償責任保険、予防接種保険、個人情報漏えい保険、災害補償保険、公金総合保険が対象となったものでございます。

次43ページをお願いいたします。

下の段でございます。5項、統計調査費の1目、指定統計費でございます。これにつきましては、統計法に基づいて本年度実施します経済センサス基本調査、それから商業統計調査、工業統計調査、農林業センサス、これらの4件の統計調査に要する人件費と必要経費でございます。本年度278万6,000円、前年度比210万3,000円の増額となつてございます。これにつきましては、調査に伴う非常勤の職員の報酬費の増額に伴うものでございます。

以上、2款の企画管財課に関連する予算の説明とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷嘉夫君 登壇)

○税務課長 (中谷嘉夫君) それでは、予算書の38ページをごらんください。

税務課からは2款、総務費、2項、徴税費、1目、税務総務費と2目、賦課徴収費について説明申し上げます。

税務総務費は9,703万2,000円で、昨年度に比べまして184万2,000円の増額でございます。主な内訳ですが、給与、職員手当、共済費等が増額となっております。

続きまして39ページですけれども、2目、賦課徴収費2,728万円につきましては、昨年度に比べまして871万1,000円の減でございます。主な内訳ですが、委託料の電算処理委託料では住民税エルタックスのシステムの更改対応分と消費税8%等により149万円の増額となっています。ことしは昨年度3年に一度の土地評価替資料作成業務委託料の385万9,000円と固定資産路線価評価業務委託料で1,035万3,000円を計上し、そのうち3年ごとに行う比準評価更新分の658万3,000円がなくなっています。

以上で、簡単ですが説明とさせていただきます。

(税務課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長 (牛居秀行君) 予算書の40ページをごらんください。

中ほどの欄でございます。2款、総務費、3項、1目、戸籍住民基本台帳費でございます。本予算は戸籍住民台帳に係る予算でございます。職員3人分の人件費と事務に伴います需用費及び住基ネットシステムに関します保守点検委託料が主なものでございます。本年度予算額2,205万3,000円でございます。対前年比較といたしまして302万円の減額となっております。この減額の主な要因といたしましては、人事異動に伴いまして2節、給料、3節、職員手当及び4節、共済費、合わせまして前年度と比べまして67万9,000円の減額となっておりますことと、13節委託料で対前年比233万7,000円減額の110万7,000円の計上となったことによるものでございます。この委託料の減額要因につきましては、前年度におきましては戸籍の電算システム改修委託料として246万8,000円を計上いたしておりましたけれども、本年度はございませんので、それによるものでございます。

以上、簡単でございますが、1、2款内の住民課関係予算説明とさせていただきます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 次に、第3款から第4款について説明を願います。

保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長 (山本倉造君) 私から3款、4款の中の保健福祉課の部分について説明させていただきます。

44ページをお願いします。

3款、1項、1目、社会福祉総務費、職員の給与及び民生委員関係と社協の補助金等を扱っている科目でございまして、昨年比1,042万2,000円の減となっています。この大きな原因といたしまして職員の減で、職員が5人から4人に変更されてますので、ここで大きく減額されています。

続きまして、46ページをお願いします。

3目、老人福祉費、老人福祉に関する部分でございまして、やすらぎ園の負担金、敬老会、老人保護措置費、老人クラブ、地域サロン等の事業を実施しております。昨年比168万円の減、8,982万9,000円となっています。この中で大きな部分といたしまして委託料で143万円の減、これは安心ネットというテレビ電話のシステムがございまして、これが26年度で終了することになりまして、その委託料等が減額されています。

次の48ページをお願いします。

4目、障害福祉費、これは障害者総合支援法関係の扶助費が主なものでございまして、福祉タクシー等の事業を実施しています。昨年比1,405万1,000円の増で2億2,550万3,000円となっています。主なものといたしまして扶助費が2億1,591万8,000円、昨年より1,385万3,000円の増となっています。

51ページをお願いします。

3款、1項、9目、総合福祉センター管理運営費、総合福祉センターの管理運営を行っているところのものでございまして、昨年比35万5,000円の増、1,486万1,000円となっています。一番大きいのが需用費、燃料費とか電気料の需用費と委託料、維持管理に関する委託料等が主なものでございます。

52ページをお願いします。

3款、1項、10目、長谷毛原健康センター管理運営費、長谷毛原健康センターの管理運営に関する科目でございまして、昨年比22万6,000円の減、463万円1,000円となっています。昨年に比べまして役務費で45万円の減でございまして、これは浄化槽の清掃委託手数料が2年に一度となっていて、26年度はそれのない年となっています。12目、介護保険事業費、これは介護保険事業特別会計繰出金で、介護保険に対する町負担分でございます。146万4,000円の増、2億1,029万7,000円となっています。14目、臨時福祉給付金給付事業費、これは26年度新しい事

業でございまして、消費税の改正による所得の低い方への負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置として給付するものでございまして、住民税非課税で住民税課税者に扶養されていない者というのが基本でございまして、1万円を給付するというものでございます。扶助費といたしまして4,334万円、大体3,259人程度を見込んでいます。

続きまして、3款、2項、1目、児童福祉総務費、児童福祉に関する部分でございまして、職員1人の給与を置いております。昨年比40万5,000円、690万4,000円の予算でございまして、ことしは子ども・子育て会議委員に関する報酬を置いています。26年度中に子ども・子育て支援事業計画の策定を予定しています。

55ページをお願いします。

3目、母子福祉費、町母子寡婦福祉会の補助金を扱っているところでございまして、昨年比2,000円増の12万7,000円となっています。4目、保育所費、これは町内4保育所の運営管理のための費用でございまして、昨年比87万円の増、2億476万7,000円でございます。主なものは給与、臨時の賃金等でございます。

57ページをお願いします。

7目、児童手当費、これは児童手当の給付に関する事務を行っているところでございまして、昨年比1,975万8,000円の減、9,242万4,000円でございます。

58ページでございます。主なものは扶助費の9,180万円、述べ8,364名に対する児童手当の給付でございます。8目、子育て世帯臨時特例給付事業費、これも26年度新規の事業でございまして、消費税率の引き上げによる子育て世帯の影響を緩和し、消費の下支えを図るため行う臨時的な給付措置ということでございまして、1人1万円で648人程度の給付、扶助費として648万円を予定しています。

続きまして、59ページ。

3款、3項、1目、災害救助費、これは科目設定です。昨年と変わりません。

4款、1項、1目、保健衛生総務費、保健衛生に係る職員給与及び厚生病院の負担金を扱っているところでございまして、1,912万5,000円増、4億5,267万8,000円となっています。6人の給与と負担金、補助金が主なところでございます。

60ページをお願いします。

2目、予防費、これはインフルエンザなどの予防接種と狂犬病の予防接種を扱っているところでございまして、137万7,000円減の2,032万2,000円でございます。委託料の減が主なところでございます。

61ページの3目、母子衛生費、乳幼児健診や妊婦健診などの事業を実施しているところでございまして、昨年比47万1,000円増の975万1,000円、主なところで申しますと報償費、医師等の報償費が147万8,000円と、62ページでございしますが扶助費、里帰りの妊婦健診等の扶助費で174万4,000円となっております。

63ページをお願いします。

5目、成人保健対策費、がん検診や健康教育相談に関する事業を実施しています。昨年比369万円増の3,443万9,000円、大きいところで申しますと臨時職員の賃金、栄養士等の賃金でございまして。そして報償費は医師等の報償費と64ページにあります委託料、各種健診委託料が主なものでございまして。

以上で保健福祉課の部分について、簡単ですが説明させていただきました。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長(牛居秀行君) それでは、住民課から3、4款に係ります住民課関係の予算の説明をさせていただきます。

予算書の44ページをごらんください。

3款、民生費、1項、1目、社会福祉総務費の中で住民課の関係する項目について説明いたします。

45ページ右下の19節、負担金、補助及び交付金で、説明欄一番上の県人権擁護委員会協議会の負担金につきましては、前年度と同額の9万8,000円でございますが、会員6名分でございます。その下の県更生保護協会の負担金につきましても例年どおりの9,000円を計上してございます。その下の紀西保護司会紀美野分会分として15万6,000円につきましても前年度と同額でございます。15人分を計上させていただいております。

続きまして、45ページの最下段をごらんください。

2目、国民年金費でございます。本予算につきましては国民年金の受付事務に関します予算でございまして、1名の職員の人件費と11節の需用費の消耗品費及び13節の委託料などが主なものでございまして。本年度予算額757万4,000円でございます。前年度と比較いたしまして239万7,000円の増額となっております。主な増額

要因といたしましては、46ページをごらんください。2節、給料、3節、職員手当、4節、共済費で、人事異動によりまして合わせて前年度より188万9,000円の増額計上となっておりますことと、13節、委託料で前年度では計上がなかった電算システム改修委託料54万円が計上されたことによるものでございます。

続きまして、49ページ最下段をごらんください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、5目、老人医療費でございます。本予算は67歳から70歳未満の所得制限の条件を満たした方の医療費の扶助に対します予算でございます。

13節、委託料の審査支払手数料と20節の扶助費が主なものでございます。本年度予算14万2,000円でございますが、前年度と比べまして2万円の減額となっております。これにつきましては、20節、扶助費の減額推計によるものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。50ページでございます。

6目、重度心身障害者医療費でございます。本予算はある一定以上の障害のある方に対します医療費の扶助に関します予算でございます。本年度予算額8,901万7,000円でございます。前年比較いたしまして18万9,000円の増額でございますが、主な増額要因といたしましては、20節、扶助費の増額推計によるものでございます。その下の7目、子ども医療費でございますが、この予算はゼロ歳児から中学卒業までの子供に関します医療費の扶助に係る予算でございます。本年度予算額2,187万5,000円でございます。前年度と比べまして11万円の増額となっております。主な増額要因といたしましては、20節の扶助費の増額推計によるものでございます。次にその下の8目、ひとり親家庭医療費につきましては、ひとり親家庭に対します医療費の扶助に関する予算でございます。本年度予算額903万8,000円、対前年比較といたしまして78万5,000円の増額となっております。増額要因といたしましては、20節、扶助費の増額推計によるものが主なものでございます。

予算書の52ページをお開きください。

3款、民生費、1項、11目、国民健康保険事業費でございます。本予算は国保の特別会計への繰出金を計上する予算でございます。本年予算額2億2,279万8,000円で、前年度と比較いたしまして277万4,000円の増額となっております。これは28節、繰出金で増額となっているためでありまして、この増額要因につきましては一般会計からの法定外繰入金の前年度より増額となったことが大きな要因でございます。

次に13目、後期高齢者医療費でございますが、19節の後期高齢者医療広域連合負担金と28節の後期高齢者医療特別会計への繰出金が主なものでございます。本年予算額2億5,809万6,000円を計上させていただきました。前年度と比較いたしまして502万8,000円の減額となっております。これは28節、繰出金で予算計上額が前年度より515万2,000円減額の2億5,540万円となったことが大きな減額要因でございます。

続きまして、59ページをお開きください。

最下段をごらんください。4款、衛生費、1項、1目、保健衛生総務費でございます。この目内で住民課関係予算について御説明を申し上げます。

次の60ページ、右下19節、負担金、補助及び交付金の説明欄の一番上の海南海草食品衛生協会の負担金3万6,000円計上しておりますけれども、これの計上につきましては例年どおりの計上となっております。上から3段目の厚生病院の交付金4億543万5,000円でございますが、これにつきましては前年度より1,850万3,000円増額の金額を計上させていただいております。この交付金でございますけれども、これは国から交付されます厚生病院に対しましての交付税をそのままトンネルとして野上厚生病院に支出するものでございます。

続きまして、62ページをごらんください。

中ほどの欄でございます。4目。環境衛生費でございます。本予算は保健衛生費の中の環境衛生に係る予算でございます。4人分の人件費と13節委託料の不法投棄ごみ撤収委託料、19節の負担金、補助及び交付金の中で五色台広域施設組合への負担金及び28節、美里、野上両簡易水道特別会計への繰出金が主なものでございます。本年度予算額1億2,785万8,000円でございます。前年度と比較いたしまして3,625万4,000円の減額となっております。主な減額要因といたしましては、63ページ、19節、負担金、補助及び交付金の説明欄の上から2番目の行でございます。五色台広域施設組合建設負担金で前年度より3,397万3,000円減額の4,410万2,000円が計上されていることによるものでございます。

続きまして、64ページの中段をごらんください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、6目公害対策費です。主なものは13節の水質検査委託料と19節の紀ノ川及び貴志川の連絡協議会への負担金でございます。本年度予算額18万2,000円でございますが、前年度と比較しまして40万5,000円の減

額となっております。続いてその下の7目、診療諸費でございます。これは診療所事業特別会計への繰出金の予算でございます。本年度予算額2,529万9,000円でございます。前年度と比較いたしまして938万9,000円の増額計上となっております。主な増額要因といたしましては、28節、繰出金の国民健康保険診療所事業特別会計繰出金の増額によるものでございます。その理由につきましては、診療所事業特別会計におけます外来収入の減額が主な要因でございます。

続きまして、その下の4款、衛生費、2項、1目、清掃総務費でございます。本予算は清掃事業に係る総務費でございます。65ページに計上されております19節の海南海草環境衛生施設組合及び紀の海広域施設組合負担金が主なものでございます。本年度予算額1億3,264万1,000円で、前年度と比較いたしまして1億4,705万1,000円の減額となっております。主な減額要因といたしましては、19節の負担金、補助及び交付金で説明欄一番上の海南海草環境衛生施設組合の負担金で、前年度と比較いたしまして1,281万円減額の1億639万1,000円となっておりますことと、説明欄上から4行目の紀の海広域施設組合負担金で、前年度より1億3,434万1,000円減額の2,536万6,000円が計上されておりますことが主な減額要因です。この減額要因につきましては、紀の海広域施設組合26年度事業を25年度に繰り上げて執行するというに伴いまして、26年度の負担金が大幅に減ったものでございます。

続きまして、その下の2目、塵芥処理費でございますが、本予算は紀美野町のごみ処理に関します予算でございます。66ページの13節のごみ処理に係りますそれぞれの委託料が主なものでございます。本年度予算額1億7,726万1,000円、前年度と比較いたしまして1,610万3,000円の増額計上でございます。主な増額要因につきましては66ページの15節、工事請負費で前年度と比較いたしまして2,000万円増額の4,000万円となっていることが主な要因でございます。

以上、簡単ではございますけれども、3款、4款内の住民課関係の予算説明とさせていただきます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長 (中尾隆司君) 予算書の54ページをお願いします。

青少年センター関係の予算でございます。3款、民生費、2項、児童福祉費、2目の青少年対策費でございます。この目は、町民一斉清掃、児童・生徒の登下校時の巡回パトロール、声かけ運動、春・秋のハイキング、夏の子どもを守る運動、社会を明るくする運動など、青少年の育成活動や非行防止活動が主なものでございます。予算額は1,654万2,000円であります。主な内容は、職員1名の人件費、青少年センター長の報酬及び夏まつり等の補助金であります。

次に57ページをお願いします。

5目の児童館運営費です。この目は、町内の5つの児童館の運営費です。2人の児童厚生員、4人の児童厚生指導員の報酬とこどもまつりが主なものです。料理教室、読書や遊びの広場等の移動児童館等を含む子供のための事業です。予算額は493万円で、主なものは人件費と補助金であります。同じく6目、学童保育費です。予算額は594万3,000円であります。内容として、町内2つの学童保育所の運営費です。指導員5名の賃金が主なものであります。

以上、説明とさせていただきます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 67ページをお願いします。

4款、3目、し尿処理費でございます。本年度予算2,103万1,000円の予算をお願いするものでございます。事業内容としましては、合併浄化槽普及のための補助金でございます。前年度と同じ5人槽30基、それから6から7人槽で18基、8から50人槽で2基、合計50基を見込んでおります。

以上、よろしくをお願いします。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 次に、第5款から第6款について説明を願います。

産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) それでは、5款、6款の産業課所管の予算について、御説明をさせていただきます。

67ページをお願いいたします。

5款、1項、1目、農業委員会費でございます。本年度1,774万1,000円、農業委員会及び農業者年金業務に係る経費でございます。職員給与、委員報酬、事務に係る必要経費が主なものでございます。前年度比332万6,000円の減額となっておりますが、これにつきましては一般職員の人件費での減少に伴うものでございます。

68ページをお願いいたします。

2目、農業総務費、本年度3,835万8,000円、農業全般に係る経費でございます。内容は職員給与、事務に係る必要経費と農業関係団体への負担金、補助金でございます。前年度比935万9,000円の増額となっておりますが、これにつきましては一般職員の人件費での増額に伴うものが主なものでございます。

69ページをお願いいたします。

3目の農業振興費でございます。本年度1億175万4,000円、農業の振興に関する全般に係る経費でございます。また農業関係施設である農産加工所、高齢者創作館、雨山の里公園の管理運営に係る経費並びに農業経営支援事業、中山間地域直接支払交付金事業、農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金に係る経費でございます。前年度比較1,156万1,000円の減額となっておりますが、これにつきましては25年度においてきみの農業6次産業化人材育成事業及び緑の生産人材育成事業の緊急雇用があったわけでございます。主要な事業といたしまして、鳥獣害防止総合対策事業用材料費600万円、中山間地域直接支払交付金事業5,629万4,000円、農作物鳥獣害防止対策事業868万円、青年就農給付金事業給付金1,350万円を計上してございます。

73ページをお願いいたします。

5款、農林水産業費、2項、1目、林業総務費でございます。本年度2,154万1,000円、林業関係全般に係る経費でございます。内容につきましては職員給与、関係団体への負担金、補助金が主なものでございます。前年度比873万8,000円の減額となっておりますが、これにつきましては一般職員の人件費での減額に伴うものでございます。主要なものとして、間伐材流通支援事業補助金100万円を計上してございます。

75ページをお願いいたします。

5款、3項、1目、水産業振興費、本年度305万円でございます。貴志川漁協に関する経費でございます。アユの放流とアマゴの放流に伴う補助金で、前年と同額となっております。

5款、4項、1目、山村振興総務費、本年度2,965万6,000円は、地域おこし協力隊及び集落支援員に伴う経費及び山村振興に必要な経費並びに各種団体の補助金でございます。前年度比665万5,000円の増額となっておりますが、地域おこし協力隊員1名の増員と集落支援員1名の増員、隊員の各種研修費の増額、上神野小学校を中心としたまちづくり事業に伴う費用及び各種団体の補助金が主なものでございます。

77ページをお願いいたします。

6款、1項、1目、商工振興費、本年度2,295万6,000円、紀美野町商工会、シルバー人材センターへの団体補助が主な経費となっております。前年度比94万5,000円の減額となっておりますが、これにつきましては主に人件費の減額に伴うものでございます。新たにきみの商業協同組合補助金といたしまして、紀美野町の商業の活性化を図るためプレミアム商品券発行事業に30万円を計上してございます。

78ページをお願いいたします。

2目、観光費、本年度6,956万1,000円でございます。観光施設の維持管理と観光推進等の事業に関する経費でございます。前年度比6,295万6,000円の増額となっておりますが、これにつきましては観光看板設置委託料、小西公衆便所の新築工事及び生石高原第2駐車場の舗装工事の増額に伴うものでございます。主なものとしたしまして、委託料で小西公衆便所設計監理委託料230万1,000円、観光看板設置委託料2,059万4,000円、工事請負費で小西公衆便所新築工事1,300万円、生石高原第2駐車場舗装工事2,500万円を計上してございます。

以上、説明とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 70ページから71ページをお願いします。

5款、1項、4目、耕地総務費でございます。本年度予算7,854万7,000円を予算計上しております。主なものとしましては、2節、3節、4節で5人の職員の給料や手当でございます。19節で負担金、補助及び交付金として、主に県営農免道路の山畑2期地区の負担金として2,000万円でございます。本年度事業費として1億2,000万円の計画をしていただいております。それから28節、繰出金1,829万3,000円ですが、これにつきましては農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、71ページの5目、農業用施設維持費でございます。本年度予算650万円を予算計上しております。事業内容は15節、工事請負費で農道や水路、ため池等の補修工事として350万円をお願いするものでございます。また16節、原材料費として、農道舗装の生コンクリートやU字溝、それから用水用のパイプ等の支給として予算300万円を計上しております。

続きまして、73ページをお願いします。

7目、農業体質強化基盤整備促進事業でございます。本年度予算1,369万4,000円を予算計上しております。この事業につきましては、用水路等の老朽化により取水等が困難となっている施設の改修により用水の確保や営農労力の軽減を図るための事業でございます。13節、委託料で毛原中から小西地区の用水路、土井湯水路の測量設計として250万2,000円を計上しております。それから15節、工事請負費で福田地区の福田湯水路、また樋下地区や神野市場地区の柿ノ戸水路と、それから毛原中や小西地区の土井湯水路の整備工事費として1,119万2,000円をお願いするものでございます。

次に、74ページをお願いします。

林道維持費でございます。本年度予算603万6,000円を予算計上しております。事業内容の主なものは7節、賃金で、切り取り法面等の崩土の取り除き等で、その作業員の賃金として277万2,000円と、それから13節の委託料で雑草等刈り取りについて、旧野上管内の林道2路線分でございますが、23万9,000円を予算計上しております。次に15節の工事請負費で林道の維持補修工事や、それから毛原勝谷線の路面補修工事と毛原滝ノ川線法面改修に係る予算として200万円を計上しております。それから16節の原材料費ですが、維持補修に係る材料、アスファルト補修用のレミファルト等で30万円をお願いするものでございます。

以上、説明とします。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 地籍調査課長、尾花君。

(地籍調査課長 尾花延弥君 登壇)

○地籍調査課長 (尾花延弥君) 地籍調査課からは71ページから73ページをござらんください。

71ページ、最下段でございます。6目、地籍調査費、前年度対比で993万1,0

00円の減額となっております。本年度予算額1億1,271万3,000円でございます。減額要因といたしましては、委託料の減額となっております。主な節の説明でございますが、71ページの報償費、地籍調査推進委員費336万円、これは地籍調査推進委員の費用でございます。内訳としまして、平成25年度調査5地区の閲覧及び26年度4地区の現地調査でございます。

72ページをお開きください。

2節、3節、4節につきましては職員7名分の給料、職員共済費等でございます。7節、賃金につきまして、臨時現場職員1名6カ月分と事務職員1名の12カ月分でございます。計271万2,000円でございます。72ページ最下段でございますが、13節、委託料4,517万円、地籍調査委託料でございます。本年度委託内容としまして、平成26年分現地調査測量実施地区は田地区4字、中地区3字、谷地区2字でございます。

続きまして、73ページの14節、使用料及び賃借料でございます。277万円、通行料・駐車場使用料、地籍調査支援システム借上料でございます。

以上が主だった地籍調査費用でございます。

(地籍調査課長 尾花延弥君 降壇)

○議長(小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 3時03分)

再 開

○議長(小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時20分)

○議長(小椋孝一君) 次に、第7款から第8款について説明を願います。

建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長(山本広幸君) それでは、79ページをお願いします。

7款、1項、1目、土木総務費でございます。本年度予算2,353万円を予算計上しております。主な内容ですが、2節、給料で職員3名分の人件費でございます。

次の80ページをお願いします。

13節、委託料で土木積算システムの保守業務としまして133万3,000円の予算と、14節に使用料及び賃借料として道路敷地2路線分の借地料や土木積算システム機械借り上げ等で110万4,000円をお願いするものでございます。19節、各種協議会の分担金、負担金として66万2,000円をお願いするものでございます。

続きまして、81ページをお願いします。

7款、2項、1目、道路橋りょう維持費でございます。本年度予算4,717万3,000円を予算計上しております。事業の主なもの7節、賃金で町道の維持管理作業による崩土や側溝の土砂取り除き等に係る作業員の賃金として277万2,000円をお願いするものでございます。13節、委託料で131万7,000円の予算を計上しております。これにつきましては、町道の草刈り費用や町道の維持工事に伴う測量設計委託料でございます。14節、使用料及び賃借料で維持管理作業に伴う機械借り上げとして20万円をお願いするものでございます。次に15節、町道の維持補修及び舗装生活関連工事として3,500万円と、16節に維持補修に必要な生コンクリート、レミファルト、路面凍結防止剤等の原材料費として300万円を予算計上しております。

続きまして、2目、道路橋りょう新設改良費でございます。本年度予算4億8,685万円を予算計上しております。予算の内容ですが、2節で給料、職員4名分の給料や諸手当を予算計上しております。

次に、82ページをお願いします。

13節、委託料で526万円を計上しております。これにつきましては、平中通り2号線と南線は舗装工事のための土質調査の委託として予算計上しております。それから橋りょう修繕工事委託は2橋分の測量設計業務に係るものでございます。次に15節、工事請負費については4億3,850万8,000円を計上しております。前年度での完成路線もありますが、本年度で特に平中通り2号線につきましては橋りょうの上部工架設の予算を計上しておりますので、前年度より1億8,970万円の増額となっております。22節、補償、補填で、平中通り2号線と日浦線は水道管敷設替えの補償でございます。また日浦線につきましては、電柱2本が道路の支障となっており、移転に伴うものでございます。

続きまして、84ページをお願いします。

7款、4項、1目、公園費でございます。本年度予算1,048万3,000円を予算計上しております。事業内容につきましては、12節、役務費で浄化槽法定検査及び清

掃手敷料等で25万5,000円、それから13節、委託料でトイレの清掃管理で5万7,000円、また本年度で当初公園設置から25年が経過しておる中で、15節で工事請負費で公園のトイレ改修、それから駐車場設置、ベンチ等設置等、全体的な改修費として1,000万円をお願いするものでございます。

続きまして、85から86ページをお願いします。

7款、5項、1目の建設残土処理費でございます。本年度予算2,616万2,000円を予算計上しております。事業内容としては、海南市それから紀美野町内、那賀振興局管内で主に公共工事の工事から発生する残土を適正に処理をし、公共工事の円滑な運営に資することを目的としております。事業内容の主なものにつきましては、2節、3節、4節で職員1名分の給料や諸手当を予算計上しております。それから13節では、委託料で受け入れた建設残土の敷き均しや転圧をしていただくための作業員や、管理棟で搬入車両の重量の計測等伝票管理、また搬入路のじんあい防止の散水作業等で1,434万8,000円を計上しております。次に15節、工事請負費につきましては200万円を計上しております。処理場内の盛り土とともに縦排水等の工事を計画しております。

以上、建設課のほうの予算説明とさせていただきます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長 (増谷守哉君) それでは、83ページをごらんください。

第7款、土木費、第3項、住宅費、第1目、住宅管理費でございます。本年度3,655万9,000円、前年度比1億5,144万2,000円の減額となっております。これにつきましては、前年度町営住宅福井第3団地の工事事業費が計上されていたためでございます。1目の住宅管理費、11節の需用費で修繕費180万円を計上させていただいております。これは町営住宅設備の修繕費用となっております。次13節、委託料で町営住宅長寿命化改修設計監理業務委託料180万円、それから1つ飛びまして15節で工事請負費、町営住宅長寿命化改修新設工事1,800万円の費用を計上させていただいております。従来町営住宅の管理につきましては雨漏り、また床の傷み等があったときに悪いところだけを修繕するというふうな対症療法的なものでございました。しかし今後においては、平成24年度に作成いたしました紀美野町公営住宅等長寿

命化計画に基づきまして計画的に予防保全的修繕を実施し、町営住宅の耐久性・安全性の向上と長期の活用を図っていくこととしています。本年度は屋根の防水、外壁改修を予定してございます。このための委託料及び工事費でございます。14節の使用料及び賃借料で、借地料として526万9,000円計上させていただいております。これにつきましては町営住宅15団地の借地料でございます。

以上説明とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長 (家本 宏君) それでは、紀美野町予算書85ページから90ページまでの8款、消防費、1項、消防費、1目、常備消防費と2目、非常備消防費、3目、水防費について、前年度と比して御説明をさせていただきます。

85ページをお開きください。

1目、常備消防費であります。1億1,574万4,000円増額の4億2,890万2,000円で、主だった項目のみ御説明をさせていただきます。

86ページをお開きください。

3節、職員手当が275万円増額の1億1,635万6,000円で、本年度はポンプ操法訓練が開催されるため、それに関連する経費が増額の主な要因でございます。次に9節、旅費であります。12万9,000円減額の67万円でございます。今年度も消防大学校入校に伴う経費を計上させていただくとともに、京都で開催されます救助技術東近畿地区指導会へ審査員を派遣しなければならない輪番の年となりますので、それに関連する経費と、隔年に行う分団長研修に伴う経費、加えて救急救命士の気管挿管、病院実習に伴う経費を計上させていただきました。次に11節、需用費が142万3,000円増額の1,033万9,000円でございます。電気料金、燃料代、消耗品費の増額が主な要因でございます。

87ページをごらんください。

12節、役務費でございます。52万9,000円減額の346万1,000円でございます。新発信地表示システム改善利用料の改定に伴う減額が主な要因でございます。次に13節、委託料であります。62万6,000円増額の311万8,000円で、救急救命士気管挿管実習委託料と、B型肝炎ワクチン接種委託料が増額の主な要因でござ

ざいます。次に15節、工事請負費が168万4,000円増額の222万2,000円で、消防庁舎の照明設備をLED化する工事に要する経費でございます。

88ページをお開きください。

18節、備品購入費が809万9,000円減額の197万5,000円でございますが、今年度は消防車両の更新予定がないため多額の減額となったものでございます。次に19節、負担金、補助及び交付金ですが、1億1,825万6,000円増額の1億2,185万6,000円でございます。和歌山県消防救急無線デジタル化整備推進協議会負担金1,330万9,000円と、高機能指令システム等共同整備事業負担金1億667万6,000円が増額の主な要因でございます。また本年も、複雑・多様化する消防ニーズに的確に対応するため、より高度な知識・技術を取得するべく消防大学校入校負担金48万7,000円を計上させていただきました。

次に2目、非常備消防費であります。2,322万1,000円増額の8,546万9,000円でございます。

89ページをごらんください。

8節、報償費が68万1,000円増額の2,011万1,000円で、隔年に開催されますポンプ操法大会訓練費が増額の主な要因でございます。また9節、旅費には隔年に行う分団長研修に伴う経費を計上させていただきました。次に11節、需用費でございますが、99万円増額の305万3,000円でございます。電気料金、燃料代の増額とポンプ操法大会や分団長研修並びに通常の修理に関連する経費を計上させていただいたのが増額の主な要因でございます。13節、委託料ですが、第7分団消防格納庫新築工事設計委託と第6分団詰所シロアリ駆除委託費用でございます。14節、使用料及び賃借料は55万円増額の129万円でございますが、ポンプ操法大会と分団長研修に伴うバス借上料や通行料金が増額の主な要因でございます。

90ページをお開きください。

15節、工事請負費が2,169万8,000円で、第7分団消防格納庫新築に要する経費でございます。18節、備品購入費は349万6,000円減額の675万9,000円でございます。昨年度は小型動力ポンプ2台と小型動力ポンプ積載車2台を更新しましたが、今年度は小型動力ポンプ1台のみの更新予定であるため多額の減額となったものでございます。しかしながら今年度はポンプ操法大会に必要な備品と消火活動時に着用する防火外被を2カ年計画で全分団に最低必要数配備する計画のもと、今年度は5

4着分の予算を計上させていただきました。

次に3目、水防費ですが、昨年度より6,000円増額の9万1,000円で、土のう袋、砂、ブルーシート、関東ジョレンの購入費用でございます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 次に、第9款から最後まで説明を願います。

総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長(中尾隆司君) 予算書の90ページ、下段を見ていただきたいと思えます。

9款、教育費、1項、教育総務費、1目、教育委員会費でございます。この目は、教育委員4名の報酬が主なものです。予算額は116万5,000円でございます。

次に91ページ、2目、事務局費です。この目は教育長及び総務学事課職員7名の人件費が主なものです。予算額は6,105万円であります。323万5,000円の減額につきましては、職員1名の減による人件費が主なものです。

次に92ページ、下段をお願いします。

3目、教育諸費です。この目は児童生徒や教職員の健診、検査等、またスクールバス等の運行、外国人指導助手の費用、小・中学校の共通部分の運営費や負担金等、また研究会の補助金、学校教育支援員の費用等が主なものです。予算額は4,383万3,000円でございます。

次に、95ページをお願いします。

2項の小学校費です。1目、学校管理費で、この目は4つの小学校の管理費です。小学校の児童数は296人で、昨年より40人の減でございます。予算額は6,141万8,000円です。主なものは人件費と需用費等の学校施設管理委託料です。それと野上小学校の階段部分のガラス飛散防止フィルム取り付け工事を計上させていただいております。

次に97ページをお願いいたします。

2目の教育振興費です。この目は、児童の就学援助等保護者負担の軽減や教材の充実を図るもので、予算額は655万4,000円でございます。主なものは教材用備品と扶助費です。続いて、下段の3項、中学校費の1目、学校管理費です。この目は、3つ

の中学校の管理費です。中学校の生徒は218名で、昨年より14名の増です。予算額は1,956万8,000円です。主なものは人件費と需用費とを計上しております。

1枚めくっていただいて98ページ、下段です。2目の教育振興費です。この目は、生徒の就学援助費等保護者負担の軽減や教材の充実を図るものでございます。予算額は577万6,000円で、主なものは教材用備品、クラブ助成と扶助費であります。

2枚めくっていただきまして、102ページの下段でございます。

4項の社会教育費、5目の文化財保護費で、予算額は12万8,000円です。この目は、文化財審議委員の報酬と文化財保護の補助金が主なものです。

以上、説明とさせていただきます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 生涯学習課長、岩田君。

(生涯学習課長 岩田貞二君 登壇)

○生涯学習課長 (岩田貞二君) 生涯学習課の予算について説明させていただきます。

99ページをお願いします。

9款、教育費、4項、社会教育費、1目、社会教育総務費でございます。予算4,129万6,000円です。618万1,000円の増額です。人事異動による予算の増額でございます。1節に報酬費123万6,000円は社会教育委員9名と社会教育指導員1名の費用になります。2節からは職員給料と事務経費に係る費用となります。また協議会への負担金となります。

100ページをお願いします。

2目の生涯学習振興費でございます。288万2,000円です。団体の活動や文化祭、町民大学講座、町民癒しのコンサート等に対する補助委託が主なものでございます。4月の文化協会展、11月の文化祭、町民大学講座を行っていきたいと考えております。また癒しのコンサートも敬老会とあわせて行っていきたいと考えています。

同じ100ページの一番下段にあります公民館費でございます。1,755万4,000円でございます。中央公民館、小川公民館、志賀野公民館の3公民館の運営に係る費用でございます。1節では公民館長の2名と公民主事3名の報酬となります。あとは経費委託に係る13節の委託料、18節では図書購入、公民館連絡協議会への負担等が主なものでございます。最終に19節で花いっぱい運動、ことしも例年どおり地域の交流

を含めて環境整備に努めて、地域へ花の苗を配布したいと考えています。

102ページをお願いします。

4目、人権教育費でございます。1,002万5,000円でございます。職員給与と委託料が主な費用でございます。13節の委託料では講演、講習会等人権啓発活動に本年も実施していきたいと思っております。また町民大学講座とあわせた形になるかと思っておりますが、進めてまいりたいと考えています。

103ページをお願いします。

新子どもプラン事業でございます。予算89万円です。ふれあいルームの安全管理費、コーディネーターアドバイザーに対する報償、謝礼等が主なものでございます。また通学合宿の費用もこれに入ります。通学合宿では、和歌山大学とか更生保護女性会の方々にお手伝いをいただいております。

同じページのみさと天文台管理運営費、7目です。予算3,380万4,000円でございます。この中で天文台職員の3名の給料が含まれております。

次のページ、104ページをお願いします。

11節の一番下段の修繕料でございます。建物もかなり老朽化してまいりまして、雨漏りがしてるところとかが出てきておりますので、その修理等が必要になってまいりました。それらの費用になります。委託料では施設の点検委託料が主なものでございます。

次のページ、105ページをお願いします。

セミナーハウス未来塾管理運営費でございます。330万6,000円でございます。これは13節の委託料、施設の管理を委託している費用となります。実績で24年度は2,102名という結果で、そのうち宿泊が1,861名ということでした。21年度がピークの年で、2,383名となっております。少し下降ぎみかなというところですが、ここで働いている調理員とかが地元の雇用につながっていると思っておりますので、よろしくをお願いします。

9目の文化センター管理運営費でございます。1,367万5,000円でございます。1節、7節では、文化センター運営委員報酬、図書の臨時職員の賃金でございます。13節では、施設の管理に係る委託でございます。

106ページをお願いします。

10目、真国区民センター管理運営費でございます。7節の賃金については、夜間の

臨時雇用での費用になります。あとは施設の管理に関する費用となります。14節では3名の方の借地料となります。

同じ106ページの11目、自然体験世代交流センター384万6,000円でございます。これも7節で雇用されてる方の賃金と、残りは施設管理に係る費用、また14節は借地料ということでございます。

107ページの12目、共育コミュニティ事業であります。予算は90万円で、学校にコーディネーターという人を置いて、学校と地域を結んでいこうという役割の人の事業を学校へ委託しているという補助になります。稲刈りとか田植え体験とかを行ったり、祭りにも参加したりとかいうことを実施しております。

同じ107ページの9款、教育費、5項、保健体育費、1目、保健体育総務費1,593万3,000円でございます。給与が主なものでございますが、次のページの19節でスポーツ推進協議会の負担、またスポーツレクリエーション、ジュニア駅伝等々の補助が主なものでございます。ジュニア駅伝では6月後半から練習を開始して、この2月16日の大会では8位入賞という結果を得ました。大会までに60回程度の練習を重ねております。またふれあいマラソンの例年200万円を計上させていただいております。パークゴルフでは、24年度実績では500名程度の参加がございました。ゲートゴルフでは、県主催の3大会及び町のチャンピオン大会の開催と奈良県高取町との交流大会を行っております。

次の109ページ、体育施設管理運営費でございます。2,442万6,000円です。これは農村スポーツ公園、武道館その他多くの施設がありますが、その中で7節の賃金については管理に係る費用、臨時職員の費用となっております。農村センターの3名を配置しております。109ページの13節で、5行目にスポーツ公園の施設管理委託料328万9,000円、これはスポーツ公園の施設の夜間の管理と土日のシルバー人材センターの管理委託の費用でございます。15節の工事請負費でございます。スポーツ公園多目的人工グラウンド補修工事425万6,000円、これにつきましては、ホッケー協会の方に1月に確認をいただきまして補修すべきところを検討した結果、人工芝の継ぎ目の部分、サッカーゴールの穴の部分の補修を行うということで予算を計上させていただいております。その下の福井町民運動場構造物撤去工事であります。これは契約が26年6月に借地の1人目の期限が切れるということで、そこを返していきたい。福井グラウンドは利用者がほとんどございませんので、地主に返していくということで、借

地内の構造物を撤去する費用となります。

以上、生涯学習課の予算説明でございます。

(生涯学習課長 岩田貞二君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 国体推進課長、南君。

(国体推進課長 南 秀秋君 登壇)

○国体推進課長 (南 秀秋君) 私からは9款、教育費、5項、保健体育費、3目、国体推進費の説明をさせていただきます。

予算書の109ページをお願いいたします。

前年度に比べまして2,723万4,000円増の5,316万6,000円をお願いするものでございます。増額の理由といたしまして、昨年10月1日より職員を増員していただいておりますことで人件費関係で941万円の増となっておりますのと、本年7月19日から23日に開催されます国体リハーサル大会、全日本社会人ホッケー選手権大会に係る費用1,761万円によるものが主な理由となります。

110ページをお願いいたします。

内訳につきましては9節の旅費は、リハーサル大会の組み合わせ抽せん会が東京の日本ホッケー協会において行われますので、それに出向く費用と長崎国体終了後に実施されます事業概要説明会に出向く費用でございます。11節の需用費は、通常事務に係る経費と、続く12節、役務費及び27節、公課費で計上させていただいております公用車の車検のための費用でございます。

19節、負担金、補助及び交付金の実行委員会の補助金1,936万3,000円で、前年度に比べ1,590万2,000円の増額をお願いしております。内容といたしましては、主なものとして本年7月に開催されますリハーサル大会の開催並びに運営費用でございます。主な経費について御説明申し上げます。大会の開会式にはオープニングイベントとして、りら創造芸術高等専修学校による国体ダンス並びに海南高等学校美里分校による和太鼓の演奏を考えております。経費といたしましては開会式、表彰式に要する報償費として22万円、大会期間中における看護師謝金として6万5,000円、続きまして競技にかかわる役員等の日当、交通費並びに宿泊費用といたしまして199万1,000円、競技用消耗品といたしまして429万8,000円、燃料費3万2,000円、競技役員、競技会係員並びに競技会補助員、これはボランティアの方を指しておりますが、弁当代及び飲み物代といたしまして119万6,000円、大会のプログラ

ム並びにガイドブック等の作成費といたしまして20万円、これらを合計して需用費の総額といたしましては、572万6,000円を見込んでございます。それで大会の運営費用といたしましては、807万9,000円が必要と見込んでございます。

続きまして、会場の設定並びに管理委託料に953万円1,000円を見込んでございます。内容といたしましては、大会競技場のレイアウトから各種の仮設物、テント、仮設トイレ、椅子、テーブル等、また各種のOA機器、放送設備、無線機並びに競技に関する専門的な用具等を全て一括で業者に委託する予定でございます。これにつきましては種々検討がされましたが、先催県で開催された大会におきましてもほとんどが委託をされており、悪天候による設備の保安管理から、期間中の安全管理、また期間中には専任の担当者が常駐するなど安全面においても非常にすぐれた配慮がなされており、準備及び後片づけに要する費用と人員の削減が可能であることを考えた上でも大会運営に集中できます。この方法がベストと考え、業務を委託したいと考えてございます。また競技会場の保安管理といたしまして、大会期間中の夜間警備業務の経費並びに大会期間中におけるごみの搬出、処理業務も委託したいと考えてございます。

もう一点の大きな費用といたしましては、長崎国体、本大会でございますが、これの視察研修費、約80万円を計上させていただいております。これにつきましては、25年度には翌年開催のリハーサル大会に備え前日に開催される監督、主将会議から開会式を経て試合までの流れを1泊2日の日程で研修してまいりましたが、26年度におきましては来年開催されます本大会の運営について研修を行わせていただくものでございます。2泊3日の研修を予定させていただいております。あとは実行委員会の活動費用でございます。

それに加えまして、ゲートゴルフとパークゴルフ協会への補助金につきましては国体のデモンストレーション競技となっておりますので、その活動費用を、海南高等学校大成校舎につきましては、国体に向けホッケーの推進が求められる中、町内で唯一ホッケー一部を設け、競技を推進してござっておりますので、その活動補助をさせていただくものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(国体推進課長 南 秀秋君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長（山本広幸君） 111ページをお願いします。

10款、1項、公共土木施設災害復旧費でございます。本年度予算12万円を予算計上しております。この科目につきましては、災害に備えての科目設定でございます。

その下の10款、2項、1目、農地農業用施設災害復旧費と2目の林業施設災害復旧費についても災害に備えての科目設定でございます。

以上、予算の説明とします。

（建設課長 山本広幸君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務課長、井上君。

（総務課長 井上 章君 登壇）

○総務課長（井上 章君） 111ページをお願いします。

下段で11款、公債費、1項、1目の元金では6,974万6,000円減の11億2,598万3,000円の計上でございます。2目の利子につきましては1,221万円減の1億3,533万4,000円の計上となっております。

次の112ページをお願いいたします。

12款、諸支出金、1項、基金費の各基金では積立金を計上しています。1目、財政調整基金費では189万7,000円、2目の減債基金費では4万8,000円、3目のふるさと創生基金費では4,000円、4目、土地開発基金費では6万1,000円、5目、河川浄化推進事業基金費では3万6,000円、6目、美里の湯かじか荘基金費では1,000円、7目、上芝貞雄文化・教育振興基金費では5万8,000円、8目の地域振興基金費では12万5,000円、113ページでございます、9目の地上デジタル放送中継施設基金費では52万円です。10目の合併振興基金費では1億661万9,000円、11目、ふるさとまちづくり応援基金費では10万7,000円、12目の福祉基金費では1万9,000円、13目、瀬藤敏宏・千津子学校及び保育所環境整備促進基金では1万8,000円、14目の中山間ふるさと水と保全基金積立金では3万2,000円となっております。それぞれ基金の積立金の計上でございます。

114ページをお願いします。

13款、1項、1目、予備費でございます。昨年と変わらず1,000万円の計上となっております。

115ページから以降は給与明細書あるいは120ページには地方債の現在高の見込みに関する調書、121ページには債務負担行為に関する調書をつけておりますので、

御一読をお願いいたします。

7 ページへ戻っていただきたいと思います。

第2表 地方債でございます。

起債の目的、一般単独事業債では限度額2億5,330万円の限度額でございます。辺地対策事業債では5,540万円、過疎対策事業債では3億2,610万円、臨時財政対策債では2億4,000万円、合計8億7,480万円の限度額の設定をお願いするものでございます。起債の方法につきましては普通貸借または証券発行となっております。利率につきましては3.5%以内、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財源の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるということでございます。

以上、総務会計の説明とさせていただきます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 以上で説明が終わりましたが、説明漏れ等はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎日程第64 議案第64号 平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について

◎日程第65 議案第65号 平成26年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について

◎日程第66 議案第66号 平成26年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長 (小椋孝一君) 日程第64、議案第64号、平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第65、議案第65号、平成26年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について及び日程第66、議案第66号、平成26年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について、一括議題とします。

説明をお願いします。住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長（牛居秀行君） 予算書の123ページをごらんください。

議案第64号、平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算

平成26年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億880万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

129ページをお開きください。

歳入でございます。

1款、国民健康保険税、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税でございます。本年度予算額2億586万円で、対前年度比較603万3,000円の減額となっております。2目、退職被保険者等国民健康保険税では、本年度予算額2,913万円でございまして、前年比較27万5,000円の減額となっております。

130ページをごらんください。

最上段でございますが、国保税の合計といたしましては、本年度予算額2億3,499万円で、前年度に比べまして630万8,000円の減額となっております。主な減額要因といたしましては、被保険者数の減によるものでございます。

続きまして2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、督促手数料につきましては、前年度と同額の1,000円を計上しております。

続きまして3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金でございます。本年度予算額2億2,701万円で、前年度と比較いたしまして300万円の減額となっております。2目、高額療養費共同事業負担金につきましては、本年度予

算額1,039万2,000円で、前年度より193万4,000円の減額となっております。次に3目、特定健康診査等負担金につきましては、本年度予算額171万9,000円で、前年度より51万7,000円の増額となっております。

次に3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金で、本年度予算額8,520万円で、前年度に比べまして1,800万円の減額となっております。2目、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては廃目整理となっております。

131ページをごらんください。

4款、療養給付費等交付金、1項、1目、療養給付費等交付金でございますが、本年度予算額9,601万円で、前年度より700万円の増額となっております。

続いて5款、前期高齢者交付金、1項、1目、前期高齢者交付金でございますが、本年度予算額3億7,244万6,000円で、前年度より2,632万8,000円の増額となっております。

次に6款、県支出金、1項、県負担金、1目、高額医療費共同事業負担金で、本年度予算額1,039万2,000円で、前年度と比べまして193万4,000円の減額となっております。2目、特定健康診査等負担金でございますが、本年度予算額171万9,000円で、前年度と比べまして51万7,000円の増額でございます。

次に6款、県支出金、2項、県補助金、1目、県補助金で、本年度予算額7,246万9,000円で、前年度より253万1,000円の減額になっておりますけれども、これは1節の財政対策補助金で前年度より100万円減額の600万円となっておりますことと、2節の県調整交付金で前年度より153万1,000円減額の6,646万9,000円の計上となっていることによるものでございます。

次に132ページをごらんください。

7款、共同事業交付金、1項、1目、共同事業交付金で、本年度予算額1億7,238万7,000円で、前年度より622万5,000円の減額となっております。これは、説明欄の共同事業交付金で前年度より386万9,000円減額の2,078万4,000円の計上となったことと、その下の行の保険財政共同安定化事業交付金で前年度より235万6,000円減額の1億5,160万3,000円の計上となったことによるものでございます。

次に8款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金でございますが、これは財政調整基金の預金利子でございます。本年度予算は4万円、前年度と比較いた

しまして2万円の増額計上でございます。

次に9款、諸収入、1項、延滞金及び過料、1目、延滞金で、本年度予算20万円、前年度と同額計上となっております。

次に9款、諸収入、2項、雑入、1目、第三者納付金は前年度と同額の100万円の計上となっております。2目、雑入につきましては前年度より5万円減額の3万円の計上でございます。

次に10款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金でございます。本年度予算額2億2,279万8,000円でございます。前年度と比較いたしまして277万4,000円の増額となっております。内訳といたしましては、1節の一般会計繰入金で前年度より350万6,000円増額の1億8,002万4,000円、2節の保険基盤安定繰入金で前年度と比較いたしまして73万2,000円減額の4,277万4,000円の計上となっております。

続きまして、133ページでございます。

11款、繰越金、1項、1目、繰越金でございますが、前年度と同額の1,000円の計上でございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

134ページをごらんください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費でございます。本年度予算629万円でございます。前年度比較92万9,000円の減額になっております。主な減額要因といたしましては、12節、役務費で前年度より19万2,000円減額となったことと、13節、委託料で前年度より73万3,000円減額計上となったことによるものでございます。この委託料の減額につきましては、電算共同処理委託料で単価変更により46万8,000円の減額が生じたことと、電算システム改修委託料で28万1,000円の減額となったことによるものでございます。

続きまして1款、総務費、2項、徴税費、1目、賦課徴収費でございます。本年度予算額154万5,000円でございます。前年度比較5万5,000円の減額となっております。

次に135ページをごらんください。

1款、総務費、3項、1目、運営協議会費でございます。これは国民健康保険運営協

議会に係る予算でございます。本年度予算額9万5,000円で前年度より2,000円の減額計上となっております。

次に2款、保険給付費、1項、一般被保険者療養諸費、1目、療養給付費でございます。本年度予算額8億800万円を計上しております。対前年比較といたしまして300万円の減額推計となっております。次に2目、療養費でございますが、本年度予算額1,800万円で、前年度比較100万円の増額推計となっております。

続きまして2款、保険給付費、2項、退職被保険者療養諸費、1目、療養給付費でございます。本年度予算額7,200万円で、対前年比較といたしまして700万円の増額でございます。2目、療養費につきましては、本年度予算額120万円で、前年と比べまして50万円の減額計上でございます。

次のページ、136ページをお願いいたします。

2款、保険給付費、3項、1目、審査支払手数料でございます。この予算につきましては診療報酬明細書、いわゆるレセプトの審査手数料でございます。本年度予算額210万7,000円でございます。前年度比較としまして75万3,000円の減額となっております。

次に2款、保険給付費、4項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費でございます。本年度予算額は1億1,700万円で、前年度比較で100万円減額となっております。これは一般被保険者の高額療養費の減額推計によるものでございます。2目、退職被保険者高額療養費につきましては、前年度より250万円増額の900万円を計上しております。3目、一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、前年度と同額の10万円の計上でございます。4目、退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、前年度と同額の10万円の計上でございます。

次に2款、保険給付費、5項、移送費、1目、一般被保険者移送費及び137ページの2目、退職被保険者移送費につきましては、それぞれ前年度と同額の1万円の計上となっております。

次に2款、保険給付費、6項、出産育児諸費、1目、出産育児一時金でございますが、本年度予算額420万3,000円で、前年度と同額計上となっております。

次に2款、保険給付費、7項、1目、葬祭費でございます。本年度予算額60万円で、前年度と同額計上でございます。

次に3款、後期高齢者支援金等、1項、1目、後期高齢者支援金でございますが、本

年度予算額1億6,432万9,000円で、前年度と比較いたしまして2万2,000円の減額計上となっております。次に2目、後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、前年度より1,000円減額の1万2,000円を計上いたしております。

138ページをお願いいたします。

4款、前期高齢者納付金等、1項、1目、前期高齢者納付金でございます。本年度予算額が25万4,000円で、前年度より17万4,000円の増額計上となっております。2目、前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、前年度と同額の1万2,000円の予算計上となっております。

5款、老人保健拠出金、1項、1目、老人保健医療費拠出金でございます。本年度予算額1,000円でございますが、本医療制度は平成19年度で終わっておりますけれども、過誤等によります残務処理をしなければならない場合があるため、科目を設定しております。2目、老人保健事務費拠出金につきましても1目と同様の処理でございます。

次に6款、介護納付金、1項、1目、介護納付金でございます。本年度予算額7,392万7,000円でございます。前年度より92万7,000円増額計上でございます。

7款、共同事業拠出金、1項、共同事業拠出金、1目、高額医療費拠出金で、本年度予算額4,156万8,000円で、前年度に比べまして773万7,000円の減額となっております。

139ページをごらんください。

2目、事務費拠出金につきましては、前年度と同額の1,000円を計上しております。3目、保健財政共同安定化事業拠出金につきましては、前年度より235万6,000円減額の1億5,160万3,000円の計上となっております。

8款、保健事業費、1項、1目、特定健康診査等事業費でございます。本年度予算額909万7,000円で、前年度比較121万8,000円の増額となっております。主な増額要因といたしましては、13節、委託料で前年度比で144万9,000円増額の800万円の計上となったことによるものでございます。

次に140ページをごらんください。

8款、保健事業費、2項、保健事業費、1目、疾病予防費でございます。本年度予算額1,178万1,000円でございます。前年度より49万1,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、13節、委託料が前年度と比べまして48

万6,000円増額の1,128万1,000円となったことによるものでございます。

次に9款、諸支出金、1項、1目、保険税還付金及び2目の償還金につきましては、前年度と同額の50万円と1万円の計上をいたしております。

次に9款、諸支出金、2項、1目、繰出金でございますが、本年度予算額540万円で、前年度と同額計上でございます。これは国の財政調整交付金の中の特別調整交付金を原資といたしまして、野上厚生病院と国保直営診療所特別会計への繰出金でございます。

次に9款、諸支出金、3項、基金費、1目、財政調整基金費で、本年度予算額4万円を計上しております。

最後に10款、予備費、1項、1目、予備費でございますが、前年度と同額の1,000万円を計上しております。

以上、簡単でございますが、平成26年度国民健康保険事業特別会計予算の説明といたします。

続きまして、予算書の143ページをお願いいたします。

議案第65号、平成26年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算

平成26年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,769万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

148ページをごらんください。

歳入でございます。

1款、診療収入、1項、診療収入、1目、外来収入でございます。本年度予算額5,550万円で、前年度と比較いたしまして589万2,000円の減額でございます。主な要因といたしましては、人口減によります患者数の減少によるものでございます。

次に2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、文書量では、前年度と同額の48万円を計上してございます。この予算につきましては、介護保険主治医の意見書作成及び診断書作成手数料でございます。

3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、前年度より938万9,000円増額の2,529万9,000円を計上してございますが、主な増額要因といたしましては、外来収入の減額によるものと、本年国吉診療所に汎用画像診断装置を購入することによるものでございます。2目、国民健康保険事業特別会計繰入金は、本年度予算額450万円で、前年度と同額計上でございます。

4款、繰越金、1項、1目、繰越金で、前年度と同額の10万円を計上しております。

149ページをお願いいたします。5款、諸収入、1項、1目、雑入で、前年度と同額の30万円を計上してございます。

最後に6款、県支出金、1項、1目、へき地診療所対策費補助金でございますが、151万2,000円の計上でございます。これは汎用画像診断装置購入に伴います補助金でございます。

以上、簡単でございますが、歳入の説明とさせていただきます。

次のページ、150ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款、総務費、1項、施設管理費、1目、一般管理費でございます。本年度予算額4,597万9,000円で、前年度と比べまして438万8,000円の増額となっております。主な増額要因といたしましては、11節、需用費で188万円の増額、13節、委託料で336万6,000円の増額となったことが主なものでございます。

続きまして、151ページの最下段でございます。2款、医業費、1項、医業費、1目、医療用機械機器費でございます。本年度予算額544万5,000円で、前年度より308万1,000円の増額となっております。主な増額要因といたしましては、152ページをごらんください。18節、備品購入費で医療用備品として302万4,000円が計上されたことによるものでございます。次に2目、医療用消耗品費です。本年度予算額81万7,000円で、前年度と増額計上でございます。3目、医薬品衛生材料費で、本年度予算額3,360万円で、前年度より240万円の減額計上となっております。次に4目、検査費で前年度より6万円減額の78万円の計上でございます。5目、研究研修費で前年度と同額の7万円を計上させていただいております。

次に3款、予備費、1項、1目、予備費で前年度と同額の100万円を計上してございます。

以上、簡単でございますが、平成26年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計

の説明とさせていただきます。

続きまして、予算書の159ページをごらんください。

議案第66号、平成26年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,689万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

164ページをごらんください。

歳入でございます。

1款、保険料、1項、1目、後期高齢者医療保険料でございます。本年度予算額9,139万3,000円で、前年度に比べまして2万7,000円の減額となっております。減額の内訳といたしましては、1節、現年度分で前年度より9万8,000円増額の9,108万3,000円、2節の滞納繰越分で前年度より12万5,000円減額の31万円の計上となったことによるものでございます。

次に2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、督促手数料で前年度と同額の1,000円の計上となっております。2目、諸証明手数料につきましては廃目整理となっております。

3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金でございますが、本年度予算額2億5,540万円で、前年度と比べまして515万2,000円の減額でございます。減額の主な要因といたしましては、3節、療養給付費繰入金で前年度より521万3,000円減額の1億7,720万7,000円が計上されたことによるものでございます。

次に4款、繰越金、1項、1目、繰越金でございますが、前年度と同額の10万円の計上でございます。

165ページでございます。

5款、諸収入、1項、1目、延滞金及び2目、加算金及び3目、過料におきましても前年度と同額の1,000円ずつの計上でございます。

5款、諸収入、2項、1目、雑入につきましても前年度と同額の1,000円を計上

しております。

歳入の説明を終わらせていただきます。

166ページをごらんください。

歳出でございます。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費でございます。本年度予算額1,537万2,000円で、前年度と比較いたしまして279万5,000円の減額でございます。主な減額要因といたしましては、人事異動に伴います人件費の減額によるものでございます。

次に1款、総務費、2項、1目、徴収費につきましては、本年度予算額126万円で、対前年度比13万8,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、11節、需用費で8,000円、12節、役務費で9万6,000円、13節、委託料で3万4,000円の増額計上となったことによるものでございます。

次に167ページをごらんください。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。本年度予算額3億2,906万6,000円でございます。前年度と比べまして262万3,000円の減額計上となっております。主な減額要因といたしましては、医療費の減額推計によります納付金の減額でございます。

次に3款、諸支出金、1項、1目、保険料還付金で、前年度より10万円増額の20万円を計上しております。

次に4款、予備費、1項、1目、予備費で、前年度と同額の100万円の計上となっております。

以上、簡単でございますが、平成26年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

◎日程第67 議案第67号 平成26年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について

○議長 (小椋孝一君) 日程第67、議案第67号、平成26年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について、議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長 (山本倉造君) 173ページをごらんください。

議案第67号、平成26年度紀美野町介護保険事業特別会計予算

平成26年度紀美野町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億8,094万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

179ページをお願いします。

歳入でございます。

1款、1項、1目、第1号被保険者保険料、これにつきましては昨年比201万2,000円増の2億4,498万6,000円でございます。

2款、1項、1目、総務手数料及び2目、督促手数料は、昨年度と同じく1,000円の予算計上でございます。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金は、26万4,000円増の2億6,548万8,000円でございます。

3款、2項、1目、調整交付金につきましては、昨年度比233万8,000円増の1億5,069万7,000円でございます。2目、地域支援事業交付金につきましては10万6,000円増の218万3,000円、3目、地域支援事業交付金、包括的支援事業及び任意事業に関するものでございますが、41万6,000円増の871万9,000円でございます。

180ページをお願いします。

4款、1項、1目、介護給付費交付金、1万円増の4億3,543万7,000円でございます。2目、地域支援事業交付金は12万3,000円増の253万2,000円でございます。

5款、1項、1目、介護給付費負担金、県の負担金でございます。25万5,000円減額の2億2,250万円でございます。

5款、2項、1目、地域支援事業交付金の県の補助金でございますが、5万3,000円増額の109万1,000円、2目、地域支援事業交付金、包括的支援事業及び任意事業に関するものでございますが、20万8,000円増の435万9,000円となっています。

6款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金は9,000円増の1億8,769万1,000円、2目、地域支援事業繰入金は5万6,000円増の109万4,000円、3目、地域支援事業繰入金、包括的支援事業及び任意事業に関するものでございますが、20万9,000円増の436万1,000円でございます。続きまして、4目、事務費繰入金でございます。これは119万円増の1,715万1,000円でございます。

6款、2項、1目、介護給付費準備金繰入金は8,000円増の299万円でございます。

7款、1項、1目、繰越金につきましては1,000円の計上でございます。

8款、1項、1目、過料及び2目、延滞金につきましては昨年同様1,000円の計上でございます。

8款、2項、1目、滞納処分費、2目、第三者納付金、3目、返納金につきましても昨年同様1,000円の予算計上でございます。4目、雑入につきましては10万2,000円減の733万4,000円、内訳といたしまして介護予防サービス費収入が733万3,000円となっています。

9款、1項、1目、財政安定化基金貸付金は373万9,000円減の2,231万7,000円でございます。これは町債につきましては介護納付等に必要な保険料収入の不足分を補うため、県の基金より貸し付けを受けるものでございます。

10款、1項、1目、利子及び配当金、昨年度比1,000円増の5,000円でございます。

183ページをお願いします。

歳出でございます。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては36万4,000円増の957万2,000円でございます。職員手当、主に超勤手当が主なものでございます。

1款、2項、1目、賦課徴収費につきましては6万7,000円増の115万4,000円でございます。主なものは電算システム保守委託でございます。

総務費、1款、3項、1目、介護認定審査会費、これは介護認定審査会の運営に係る経費でございます。21万7,000円減の363万3,000円でございます。2目、認定調査等費、これは認定調査に係る賃金及び主治医意見書等でございます。89万9,000円増の911万円、1款、4項、1目、地域密着型サービス運営委員会費、これは地域密着型サービスに係る運営委員会の費用でございます。昨年度より2万4,000円減の2万4,000円となっています。

2款、保険給付費、1項、1目、居宅介護サービス給付費、これはホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の給付に係る費用でございます。昨年度より507万6,000円減の5億261万6,000円、2目、地域密着型介護サービス給付費、これはグループホームや小規模多機能型居宅介護等に要するサービス給付費でございます。昨年度より962万1,000円増の1億644万円となっています。3目、施設介護サービス給付費は、特養と老健等に要するサービス給付費でございます。昨年度より614万1,000円減の6億804万6,000円となっています。

186ページをお願いします。

同じく4目、居宅介護福祉用具購入費は、ポータブルトイレとか入浴用の手すり等でございます。73万3,000円、昨年度よりも増額いたしまして、247万1,000円の計上でございます。5目、居宅介護住宅改修費は昨年と同額の567万3,000円、6目、居宅介護サービス計画給付費はいわゆるケアプランの作成料でございますが、67万7,000円減の6,711万1,000円。

続きまして、2款、2項、これは介護予防サービス等諸費でございます。1目、介護予防サービス給付費、要支援1、2の方に対するヘルパー等の給付でございます。昨年度より29万4,000円増の5,087万9,000円、2目、地域密着型介護予防サービス給付費、これも要支援の方に対するグループホーム等の給付でございます。187万3,000円増の360万円、3目、介護予防福祉用具購入費、これも同様で

ございますが、手すり、トイレ等でございます、昨年と同様の66万1,000円の計上でございます。4目、介護予防住宅改修費につきましても昨年と同様の419万7,000円の計上でございます。

187ページをお願いします。

5目、介護予防サービス計画給付費、これは要支援の方のケアプランの作成でございます、54万3,000円増の733万3,000円でございます。

2款、3項、1目、審査支払手数料でございます。これは40万5,000円減の80万5,000円でございます。同じく4項、1目、高額介護サービス費につきましても、昨年と同様の3,660万円の計上でございます。続きまして5項、1目、高額医療合算介護サービス費につきましてもは27万5,000円減の522万5,000円の計上でございます。

188ページをお願いします。

2款、6項、1目、特定入所者介護サービス等費につきましてもは、昨年度より49万2,000円減の9,977万円の計上でございます。2目、特定入所者介護予防サービス等費、同じく要支援の方に対する給付でございます。昨年度より4万円増の8万円の計上でございます。

3款、1項、1目、二次予防事業費、要介護状態にある方を対象にする介護予防事業でありまして、昨年度より92万4,000円減で20万5,000円の計上であります。これにつきましては、二次予防という限定ではなくて一次予防の方と同様に事業を進めていくということで、二次予防で減少ということになっています。2目、一次予防事業費につきましては、昨年度より135万1,000円増の852万9,000円の計上でございます、これは元気なうちからする介護予防ということで、広く行う介護予防でございます。主なものは職員の給料と報償費、講師の報償費と委託料等でございます。

3款、2項、1目、介護予防ケアマネジメント事業費、二次予防対象者に対するケアマネジメントでございます、昨年より1万円減の2,000円の計上でございます。

2目、任意事業費といたしまして、50万9,000円増の754万4,000円、これは介護用品の給付、家族介護慰労金の給付等でございます、昨年度は一般会計のほうで行っていました認知症関係の事業を26年度よりこの部分で行うことといたします。

190ページをお願いします。

3目、総合相談事業費、きみのネットワーク委員会等を事務局として扱っているところ

ろでございますが、40万3,000円増の653万円の計上でございます。きみのネットワーク委員会の報酬と職員1名の給与等でございます。4目、権利擁護事業費、昨年と同様の47万8,000円の計上でございます。

191ページでございます。

5目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、これにつきましては主任介護支援専門員による地域の介護利用者等に対する指導を行っているところでございまして、昨年度より15万1,000円増の752万円、1人の職員給与等を置いております。

4款、1項、1目、保険料還付金、昨年度より30万円増の50万円、償還金は廃目整理でございます。

5款、1項、1目、元金、公債費でございまして、元金の返還で昨年と同様の2,363万円でございます。

192ページをお願いします。

6款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金でございまして、昨年度より1,000円増の5,000円を積立金として予算化しております。

7款、1項、1目、予備費は100万円の予備費でございます。

176ページをお願いします。

第2表 地方債

起債の目的、財政安定化基金貸付金。限度額2,231万7,000円。起債の方法、普通貸借。利率、無利子。償還の方法、和歌山県介護保険財政安定化基金の貸付条件による。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、または繰り上げ償還することができる。

以上で、介護保険についての説明でございます。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

◎日程第68 議案第68号 平成26年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について

○議長(小椋孝一君) 日程第68、議案第68号、平成26年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について、議題とします。

説明を願います。産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長(大窪茂男君) 199ページをお願いいたします。

議案第68号、平成26年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算
平成26年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計の予算は、次に定める
ところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,355万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予
算」による。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

204ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款、1項、1目、観光施設等使用料、本年度3,000万円、これはオートキャン
プ場、パークゴルフ場、バーベキューサイトの使用料でございます。2目、農林業施設
使用料、本年度278万5,000円、ふれあい館の農林産物等の販売コーナー、食堂
コーナーの施設のテナント料としての使用料でございます。1万円の減額となってござ
います。

2款、1項、1目、利子及び配当金、本年度6万円、財政調整基金の預金利子でござ
います。1万9,000円の増額となっております。

3款、1項、1目、財政調整基金繰入金、本年度949万8,000円、財政調整基
金からの繰入金でございます。175万9,000円の増額となっております。

4款、1項、1目、繰越金、本年度100万円でございます。平成25年度会計から
の繰越金でございます。

5款、1項、1目、施設管理受託事業収入、本年度9万7,000円、県と町で共有
管理する上水道の受水槽における県からの管理負担金でございます。2,000円の増
額となっております。

205ページをお願いします。

5款、2項、1目、雑入、本年度11万3,000円、公衆電話の設置料及びごみ袋
の販売収入でございます。2,000円の増額となっております。

206ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款、1項、1目、一般管理費、本年度4,249万3,000円、ふれあい公園に関

する運営、管理全般の経費でございます。前年度と比較して175万3,000円の増額となっております。電気料の高騰及び印刷製本費で62万円がふえたものでございます。4節、共済費、7節、賃金につきましては、公園の臨時職員8名に係る経費でございます。11節、需用費、12節、役務費につきましては、公園の運営管理上に必要な経費でございます。印刷製本費62万円、電気料30万円増額してございます。

13節で委託料の主要なものについて、御説明させていただきます。公園の警備委託料340万8,000円、施設清掃委託料648万円、芝管理委託料1,140万5,000円となっております。消費税の引き上げ分の増額となっております。207ページは公園管理に必要な使用料、材料費、草刈り機の備品購入費、また消費税納付金の公課費でございます。

以上が一般管理の主な経費でございます。

同じく207ページ、2款、1項、1目、財政調整基金費、本年度6万円、ふれあい公園運営事業を財政調整基金へ預金利子分を積み立てをするものでございます。1万9,000円の増額となっております。

3款、1項、1目、予備費、本年度100万円を計上してございます。昨年と同額でございます。

以上、説明とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

◎日程第69 議案第69号 平成26年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について

○議長 (小椋孝一君) 本日の会議時間は、議事の進行の都合により延長したいと思います。

日程第69、議案第69号、平成26年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について、議題とします。

説明を願います。建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 209ページをお願いします。

議案第69号、平成26年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算

平成26年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,704万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

214ページをお願いします。

歳入でございます。

1款、分担金及び負担金、1項、1目、分担金で、新規加入者1件分の分担金35万円を計上しております。

2款、使用料及び手数料、1項、1目の施設使用料につきましては、201戸の使用料として829万1,000円を計上しております。

3款、繰入金は、一般会計より1,829万3,000円をお願いしております。

4款、繰越金は、前年度よりの繰越金として10万円を計上しております。

次に215ページをお願いします。

歳出でございます。

1款、総務費、1項、施設管理費、1目、一般管理費でございます。2、3、4節で職員1名の人件費としてお願いしております。それから施設管理費として11節、需用費で消耗品、電気、水道料、修繕料等で307万2,000円、それから12節、役務費で、し尿汚泥汲取、または浄化槽法定検査手数料等で173万1,000円、また13節、委託料として107万6,000円を予算計上しております。

次に216ページをお願いします。

2款、公債費ですが、元金、利子合わせて1,414万4,000円となっております。

3款、予備費では30万円を計上しております。

以上、よろしく申し上げます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

◎日程第70 議案第70号 平成26年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第71 議案第71号 平成26年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第72 議案第72号 平成26年度紀美野町上水道事業会計予算について

○議長（小椋孝一君） 日程第70、議案第70号、平成26年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算について、日程第71、議案第71号、平成26年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算について及び日程第72、議案第72号、平成26年度紀美野町上水道事業会計予算について、一括議題とします。

説明をお願いします。水道課長、温井君。

（水道課長 温井秀行君 登壇）

○水道課長（温井秀行君） それでは、予算書の223ページをお開き願います。

議案第70号、平成26年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算

平成26年度紀美野町の野上簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,841万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

228ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、水道使用料についてですが、本年度3,550万円計上させていただいております。昨年度比較192万円減額でございます。内訳は、現年度分が3,540万円、こちらが昨年度比較192万円減額でございます。過年度分が10万円計上でございます。昨年同額です。これは昨年に比べ廃止が5件、給水から休止が12件という内容でございます。減額とさせていただいております。

下段の2項、手数料は現年度分6,000円を見込んでございます。2款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、給水負担金は、加入負担金として10万8,000円を見込んでございます。

3款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金は、172万7,000円です。昨年より55万2,000円増額です。

下段の4款、1項、諸収入、1目、雑入7万円は、水道部品の売却代でございます。

再下段の5款、1項、1目、繰越金1,100万円を見込んでございます。前年度比

較120万2,000円増額でございます。

230ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款、衛生費、1項、簡易水道費、1目、一般管理費3,116万6,000円、前年度比較108万2,000円の増額です。主な項目を説明させていただきます。2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費は職員1名分の計上をさせていただいております。11節、需用費、1,339万9,000円、主な項目は各水道施設の電気料1,322万4,000円計上させていただいております。昨年に比べて122万4,000円増額をさせていただいております。修繕料9万円でございます。12節、役務費、141万6,000円、主な項目は通信費が96万4,000円、それから各中継所のテレメーターの占用料でございます。それから中段の口座振替手数料11万6,000円、指定金融4機関の振込手数料でございます。賠償保険料8万4,000円は、水道賠償責任保険でございます。最下段の損害保険料、まことに申しわけございません、傷害保険料となっておりますが、損害のほうに御訂正をお願い申し上げます。災害時等の事故の水道機械の損害補償保険でございます。それから13節、委託料475万円、主な項目は、休日及び夜間の警備委託料、下佐々浄水場内の休日夜間による警備業務でございます。それから水質検査委託料、7項目の種類の水質検査を行います。それからメーター検針委託料、河北・河南・中田地区の水道料金のメーター検針4名分の委託料でございます。それから14節、使用料及び賃借料206万円ですが、次のページに移りまして、システムソフトの使用料、水道料金システムのリース料でございます。借地料144万5,000円、水道施設3地区の借地料でございます。23節、償還金、利子及び割引料、過誤納還付金1万円計上をさせていただいております。下段27節、公課費83万3,000円、これは25年度の消費税納付金でございます。

中段の2目、作業費983万8,000円です。前年度と比べまして344万1,000円減額です。主な項目は、3節、職員手当、時間外手当でございます。8節、報償費16万円計上です。これは配管路等の指導・助言に項目を置かせてもらっております。11節、需用費、670万5,000円、前年度に比較しまして300万7,000円減額です。うち消耗品費70万3,000円、塩素の費用でございます。修繕費581万9,000円、昨年度に比較しますと300万7,000円減額です。内容は漏水修理14カ所、電気機器の関係9カ所、減圧弁関係の修理・点検でございます。13節、委託

料118万9,000円計上です。内訳は雑草等刈取委託料54万5,000円、それから有収率向上のため、漏水等の調査を2カ所見込んでございます。下段の16節、原材料費125万6,000円計上です。各種水道機器の材料費、メーター18個等の購入費用でございます。それから補償、補填及び賠償金5万円、漏水等補償金を見込んでございます。

最下段の2款、1項、公債費、1目、元金、23節、償還金、利子及び割引料ですが、長期債元金に401万9,000円計上です。それから長期債利子で288万8,000円計上、公債費計が690万7,000円とさせていただいております。下段は3款、1項、1目、予備費に昨年度同様に50万円を計上させていただいております。

以上、簡単でございますが、26年度野上簡易水道事業会計予算説明とさせていただきます。

続きまして、239ページをお願いいたします。

議案第71号、平成26年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算

平成26年度紀美野町の美里簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億756万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

説明資料は151ページからでございます。予算書の244ページをお開き願います。歳入でございます。

1款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、水道使用料です。本年度6,578万円計上、昨年度と同額でございます。内訳は現年度が6,558万円、過年度分20万円を見込んでございます。こちらも前年度と同額でございます。下段の2項、手数料、1目、給水装置手数料1万4,000円、給水装置工事の審査・検査手数料5件分でございます。

下段2款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、給水加入負担金16万2,000円を見込んでございます。下段の2項、分担金、1目、1節、簡易水道施設整備費分

担金、受益者分担金として1万円、昨年同様計上でございます。

下段の3款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金3,139万5,000円計上です。前年度比較601万8,000円減額でございます。

最下段の4款、1項、諸収入、1目、雑入、1,019万7,000円計上です。水道施設き損事故賠償金が2万円、水道管の移設工事補償金、これは国道370号線道路改良工事に伴う移設2地区、小西地区と鎌滝地区592万8,000円、それから町道日浦線道路改良工事に伴う移設、大角地内です。415万2,000円。そして水道部品売却代でございます。

5款、1項、1目、繰越金1万円計上です。

246ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款、衛生費、1項、簡易水道費、1目、一般管理費4,395万8,000円計上です。前年度比較593万1,000円減額です。主な項目を申し上げます。2節、給料、1,159万9,000円、職員3名分です。3節、職員手当等824万8,000円、4節、共済費、332万4,000円、11節、需用費637万2,000円計上です。主な項目は電気料です。本年度600万円計上です。前年度660万円ですので、本年度60万円の減額です。12節、役務費、265万9,000円計上です。主な項目は通信費199万6,000円、デジタル回線料と各中継所のテレメーターの占用料金です。それから中段の口座振替手数料20万4,000円、金融機関4行の手数料でございます。賠償保険料10万4,000円、水道賠償損害保険です。傷害保険23万2,000円、検針員7名の傷害保険、それから水道機械の設備損害保険でございます。13節、委託料794万3,000円、内容的には水質検査の手数料が203万5,000円、それからメーター検針委託料が234万9,000円、水道料金徴収委託料19万8,000円、それから夜間監視委託料が279万6,000円でございます。14節、使用料及び賃借料89万6,000円、システムソフトの使用料でございます。それから借地料が6万3,000円、福田地区と毛原地区の借地料でございます。下段19節、負担金、補助及び交付金10万円計上です。これは海南土地改良区への福田の取水箇所の負担金でございます。23節、償還金、利子及び割引料1万円、過誤納還付金、前年度と同額分でございます。27節、公課費、280万7,000円、消費税及び地方消費税納付額を計上してございます。

下段2目、作業必要でございます。2,443万円計上です。前年度比較675万円増額です。3節、職員手当等15万3,000円は時間外勤務手当、11節、需用費、714万5,000円、主な項目は消耗品86万4,000円、塩素の購入分です。修繕料が595万円、漏水修理20カ所、電気機器関係修理11カ所、減圧水槽空気弁等の補修費でございます。下段13節、委託料145万6,000円、これは内容は雑草等刈取委託料、それから漏水調査委託料等でございます。それから15節、工事請負費1,445万4,000円、昨年度は1路線の請け負いだけでございました。本年度内容は、国道370号線道路改良工事に伴う排水管移設工事、小西地内が455万円、釜滝地内が286万円、それから大角地内の町道日浦線道路改良工事に伴う排水管移設工事が415万2,000円、木下地内の町道南線道路改良工事に伴う排水管新設工事が289万1,000円となっております。25年度と比較しますと533万8,000円の増額ということでございます。

次のページをお願いいたします。

16節、原材料費117万2,000円、メーターボックス等の購入でございます。22節、補償、補填及び賠償金5万円計上です。

次に下段の2款、1項、公債費、1目、元金、23節、償還金、利子及び割引料2,588万6,000円、長期債元金の償還金です。2目、利子、長期債利子に1,269万4,000円計上でございます。

最下段3款、1項、1目、予備費に昨年度同様60万円を計上してございます。

以上、簡単でございますが、26年度当初美里簡易水道事業特別会計予算の御説明とさせていただきます。

続きまして、255ページをお開き願います。

議案第72号、平成26年度紀美野町上水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度紀美野町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水栓数 2,580栓。
- (2) 年間給水量 62万1,000立米。
- (3) 一日平均給水量 1,701立米。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益 1億1,222万円。

第1項 営業収益 1億977万9,000円。

第2項 営業外収益 244万1,000円。

支出

第1款 水道事業費用 1億1,222万円。

第1項 営業費用 9,934万4,000円。

第2項 営業外費用 1,087万6,000円。

第3項 予備費 200万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,161万1,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額127万7,000円及び損益勘定留保資金3,033万4,000円で補填するものとする。）。

次のページをお願いいたします。

収入でございます。

第1款 資本的収入 1,123万9,000円。

第1項 工事負担金 1,123万9,000円。

支出

第1款 資本的支出 4,285万円。

第1項 建設改良費 2,937万1,000円。

第2項 企業債償還金 1,347万9,000円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 収入給与費 2,840万2,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、440万8,000円と定める。

平成26年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

昨年に比べまして、収益のほうは125万2,000円増額でございます。

それから次のページをお願いいたします。

説明資料のページ数は156ページからでございます。

収益的収入及び支出。

まず収入です。

1款、水道事業収益1億1,222万円です。25年度は1億1,096万8,000円、125万2,000円の増額となっております。1項、営業収益1億977万9,000円、昨年度比較71万3,000円の増額です。1目、給水収益1億941万2,000円、2目、受託工事収益1,000円、3目、その他営業収益36万6,000円。2項、営業外収益244万1,000円、1目、受取利息及び配当金10万円、2目、補助金5,000円、3目、雑収益233万6,000円。

支出でございます。

1款、水道事業費用1億1,222万円。1項、営業費用9,934万4,000円、1目、原水及び浄水費1,404万1,000円、2目、配水及び給水費2,924万1,000円、3目、受託工事費1,000円、4目、業務及び総係費3,178万円、5目、減価償却費2,396万1,000円、6目、資産減耗費31万円、7目、その他営業費用1万円。2項、営業外費用でございます。1,087万6,000円、1目、支払利息559万2,000円、2目、雑支出、177万2,000円、3目、消費税、351万2,000円、3項、1目、予備費、200万円。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

収入でございます。

1 款、資本的収入、1 項、1 目、工事負担金、予定額は1,123万9,000円です。支出です。

1 款、資本的支出4,285万円、1 項、1 目、建設改良費2,937万1,000円、2 項、1 目、企業債償還金1,347万9,000円。

次の259ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出。

収入です。

1 款、水道事業収益1億1,222万円。1 項、営業収益1億977万9,000円、1 目、給水収益、1 節、水道料金1億941万2,000円、2 目、受託工事収益、1 節、新設工事収益1,000円、3 目、その他営業収益36万6,000円、2 節、手数料2万3,000円、4 節、雑収益1万円。

2 款、営業外収益244万1,000円。1 目、受取利息及び配当金、1 節、預金利息が10万円、2 目、補助金、1 節、交付金5,000円、3 目、雑収益233万6,000円、1 節、工事負担金48万1,000円、これは新規加入3件分見込んでおります。その他雑収益が185万5,000円、消火栓の設置工事3カ所です。

1 款、水道事業費用1億1,222万円。1 項、営業費用9,934万4,000円、1 目、原水及び浄水費1,404万1,000円、これは内訳は1 節、備消耗品費10万円、それから2 節の修繕費64万円、ポンプ等の補修でございます。3 節、動力費920万4,000円、取水送水ポンプの動力費でございます。それから4 節、薬品費46万9,000円、塩素代でございます。5 節、委託料56万4,000円、水質検査8種類の費用等でございます。6 節、賃借料101万5,000円、下佐々浄水場の借地料でございます。7 節、負担金200万円、土地改良区への負担金でございます。8 節、雑費4万9,000円、浄化槽の検査等でございます。

2 目、配水及び給水費2,924万1,000円、1 節、給料、職員2名分802万円でございます。2 節、手当556万2,000円、右備考欄に記載の内容の手当でございます。3 節、法定福利費228万2,000円、共済の納金でございます。4 節、被服費18万円、それから5 節、備消耗品費22万円、それから6 節、燃料費38万円、公用車の燃料費でございます。7 節、通信運搬費16万2,000円、テレメーターの専用料金でございます。8 節、修繕費346万4,000円、施設、設備、それから電

気機器の修理等でございます。9節、路面復旧費に18万円計上です。2カ所を見込んでおります。10節、動力費158万4,000円、樫河、動木、小畑のポンプの電気料金でございます。11節、材料費279万1,000円、メーター34個の交換を見込んでおります。12節、補償金5万円、漏水事故等の事故の場合の補償でございます。13節、委託料381万7,000円、検針委託4名の件、それから電気保安管理委託等でございます。それから14節、賃借料23万1,000円、平配水池、小畑ポンプ地の借地料でございます。15節、雑費31万8,000円。

3目、受託工事費、1節、工事費1,000円、4目、業務及び総係費3,178万円、1節、給料650万3,000円、2節、手当419万3,000円です。3節、法定福利費184万2,000円、4節、旅費1万円、5節、報償費8万円、6節、被服費5,000円、7節、備消耗品費23万円、コピー等の代金でございます。10節、食料費5,000円、11節、通信運搬費38万8,000円です。電話料金等です。12節、手数料でございます。41万3,000円、金融4行の手数料等でございます。13節、保険料、25万4,000円、水道機械の損害保険、水道賠償責任保険、委託検針員の傷害保険等でございます。14節、修繕料10万円、15節、委託料1,502万1,000円、昨年に比べ170万1,000円増額です。水道料金の徴収委託、それから料金会計システムの保守委託、浄水場関係の基本計画書の業務委託、それから国道370号線の排水管の新設設計業務委託、漏水管路の調査委託でございます。16節、賃借料166万3,000円、複写機や財務システムのリースでございます。17節、公課費8万円、18節、負担金15万2,000円、水道協会等の会費でございます。19節、雑費5万6,000円。

5目の減価償却費、1節、有形固定資産減価償却費2,396万1,000円。

6目、資産減耗費31万円、1節、固定資産除却費30万円、2節、たな卸資産減耗費1万円。

7目、その他営業費用、1節、雑支出1万円。

1目、支払利息559万2,000円、1節、企業債利息549万2,000円、2節、借入金利息10万円。

2目、雑支出、1節、その他雑支出177万2,000円。

3目、1節、消費税351万2,000円。

3項、1目、1節、予備費200万円でございます。

資本的収入及び支出。

収入です。

1 款、資本的収入、1 項、1 節、工事負担金 1,123 万 9,000 円、国道 370 号線関係で動木、小畑地内、それから町道平中通り 2 号線動木地内分でございます。

1 款、資本的支出 4,285 万円、1 項、1 目、1 節、建設改良費 2,937 万 1,000 円、国道 370 号線改良工事に伴う排水管の新設工事でございます。それから町道平中線排水管の移設工事でございます。2 項、1 目、1 節、企業債償還金 1,347 万 9,000 円、詳細は 272 ページの企業債明細書にお示ししてございます。

次の 263 ページをお願いいたします。

この内容は一部地方公営企業の改正で、この資料をつけるということに本年からなりましたので、御一読をいただきたいと思います。以降につきましては貸借対照表等を添付してございますので、御一読いただきたいと思います。以上、説明とさせていただきます。

(水道課長 温井秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

散 会

○議長 (小椋孝一君) 本日はこれで散会します。

(午後 5 時 38 分)